

Title	明治末期の神社整理：長野県における通牒等を中心として
Sub Title	Shrine mergers in the closing years of Meiji, in reference to directives in Nagano prefecture
Author	米地, 実(Yoneji, Minoru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.9 (1968. 9) ,p.56- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680915-0056">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680915-0056</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

明治末期の神社整理

——長野県における通牒等を中心として——

米地実

一、はしがき

二、一覽表

三、訓令・通牒等

一、はしがき

明治末期の内務省神社局によつて押し進められた、すなわち国家権力の強力な背景をもつて実施された神社の合併・整理は広範な影響を各方面に引き起こしたのであつた<sup>(1)</sup>。

神社の合併整理が政府内務省の意図した形で実現したならば、村落の祭祀組織に与えたであろう影響は計り知れないものであつたと思われる。事実その意図通りに実現したとみられる村落においては従来の祭祀組織形態が激変したのであつた。

しかし、この「神社整理」の村落祭祀組織に及ぼした影響に関する研究は殆んど無いと云つてよい。「神社整理」<sup>(2)</sup>に關してさえそれを主題とした論文は散見される程度に過ぎない<sup>(3)</sup>。

村落祭祀組織に及ぼした影響を検討することは同時に「神社整理」の内容をその関係する法令等についても検討しなければならぬ<sup>(4)</sup>ということを意味する。内務官僚によつて示された神社整理案がどのような政治的要請に基づくものであつたか、またその整理案への反対者がどのようなイデオロギー的基礎に拠つたか、反対者がどのような社会的諸条件に基づき行動したか等を検討することもなされねばならないが、本稿では当面言及はしないが通牒類を検討することはそのことと無関係では無い。

明治末期の神社整理の端初を確定することは現在の研究の段階では難しいようである。一応明治三十九年八月一日勅令第二二〇号<sup>(5)</sup>に求めることは、『帝国統計年鑑』に記録された神社数の推移からみて妥当であると思われる。勅令第二二〇号にその端初を求めるとしても、神社整理政策の方針については明治初期における神社制度の再編成期において行われた合併整理と後期のそれが連続するものとするか、断絶したものとして把えるかによつて当然理解の仕方は

異なつてくる。(7)

神社列格に伴う合併整理は明治初期に限られていたものであるとしても、列格が一段落したと思われる明治一二年「神社寺院明細帳書式ニ関スル件」(9)が通達されたあとすぐに神社の昇格内規(10)が定められたという状況であつた。昇格の条件は神社の規模、資産等の整備と結びつくことでもあり、それがまた神社の合併、整理とは無関係ではあり得なかつた。とすると後期に至る間において、数の多少ということの問題外とするならば神社数の減少という政府の方針はその脈絡を後期に続けていたと考えることもできよう。

むしろ神社の体裁を整備し、規模を拡大するということは初期以来一貫した政府の方針であつたし、それに伴う神社数の減少という傾向は変化しなかつたと考え得る。勿論現象としては神社数の減少は無かつたとしても、そういう意味での傾向としては常に在つたと認めねばならない。明治後期において、神職、氏子等の神社経費国庫負担の要求と政府の内部にあつた同様の考え方が、特に後期に於いて神社整理という方法を探らしめたとも思われ、それは神社への国家の直接管理がなされる方向への総仕上げへの第一歩であつた。神社整理は国家の神社経費負担への途として何としても実施されねばならないものであつたと思われる。末期のそれが初期の整理方針と連続すると考えるとそれは明治初期以来の神社行政における課題として内務官僚に課せられてきた一大懸案であつたと考えることができる。(12)

視点を別にして、整理対象神社の所在地における事件としての神

社整理を対象として研究する場合には、明治初期と末期の連続性の問題は直接には採りあげる必要も無いと思われるが、それであつても神社の神社明細帳への登載の過程、社格区別帳での処遇等は後期の整理過程において意味をもつので、初期と末期のそれは切り離しては考えることはできないと思われる。

勅令第二二〇号が神社の整理に大きな意味を持つたことは先にも述べたが、整理は突然にあらわれたものではないことは勅令そのものからも感じとることができる。むしろ神社整理を一層促進せしめるものとして公布されたことは明治三十九年八月一四日社甲第一六号(13)によりなお明らかである。勅令第二二〇号はその内容からみて、現に進行しつつあつた神社の合併整理を推進せしめるための、その隘路打破を目的とするものであつたと考えることができる。

明治初期以来の神社の整理に関する問題には実施される以前に、すなわち具体的に着手される以前に解決しておかねばならぬ問題があつた。それは合併整理の対象となる神社と維持拡大すべき神社を明確におかねばならないということであつた。この点についての整備が整うのは維新後相当の年月、すなわち、明治末期に至る期間、を要したと思われる。神社整理の具体的施策は右の条件の整備された後でなければならなかつた。(14)

では神社整理着手の時期が何時頃であるか、については明確にすることは困難である。明治初期の整理と末期のそれが連続か断絶かの見解があるが、断絶とした場合、その整理の着手時期は何時かは府県により異なり、現在断定することは困難である。(15)

以下本稿では長野県における明治末期の神社整理に関係する訓令、通牒等を中心として紹介する。

訓令、通牒等の県より郡市役所宛のものは、主として長野県庁所蔵「社寺例規」綴込にある原議により、また郡より町村宛のものは諏訪市湖南支所(元湖南村役場)所蔵「社寺関係綴込」に依つた。従つて本稿所載の訓令、通牒等は原則として、長野県→諏訪郡→湖南村の経路を経たそれである。

掲載の方法は県、郡を分けずに編年順に一括して掲げた。

特に理解上必要と思われるものに限り内務省より県宛のものを当該年次の箇所に挿入した。通牒等以外のものであつても理解上必要と思われるものは同様に挿入した。県より郡市宛のものと郡より町村宛のものとが殆んど同文の場合は後者の掲載を省略した。なお一覧表の県、郡の各事項は各々対応するように配列してある。

町村より各区宛の移牒等の場合は個々の区における具体的な祭祀対象に関する事項が含まれるので、ここに県、郡関係のものと一括して掲げるよりも村落祭祀組織への村落外部よりの働きかけの問題として別に取扱う方が良いと考えるため別稿に譲り本稿では触れない。

原議において抹消された部分は□でかこみ、追加された部分は傍線で示した。

原議における日付と通牒された日付の異なる場合が若干あるようであるが、可能な限り公けにされた日付に訂正したが、検討のできないものはそのままとした。

(1) 新聞、雑誌において論じられ、また国会においても採りあげられた。

(2) その理由の一つとしては、村落段階に於いては、現実には神社明細帳の書改めで済ませてしまつた場合もあり、村落内部の祭祀組織を変化せしめるといふ影響は与えなかつたということもある。

(3) 西川順士「神社整理問題の史的考察」(『神道研究』三一四、昭和七年二月)、土岐昌訓「明治以降に於ける神社整理の問題——神社法令を中心とした其の経過に就いて——」(『神道宗教』一七、昭和三年一〇月)、森岡清美「明治末期における集落神社の整理——三重県下の合祀過程とその結末——」(『東洋文化』四〇号、昭和四年三月)。

(4) 内務省関係の中央の法令類の検討は勿論、県、郡、町村等より村落に通達された通牒の検討を試みなければならない。特に県の通牒等は中央よりのそれとは別の意味で重要である。

(5) 勅令第二〇号明治三十九年八月一日  
神社寺院仏堂ノ合併ニ因リ不用ニ帰シタル境内官有地ハ官有財産管理上必要ノモノヲ除クノ外内務大臣ニ於テ之ヲ其ノ合併シタル神社寺院仏堂ニ譲与スルコトヲ得。

(6) 教部省達第三七号明治九年二月二十五日府県宛  
各管内山野或ハ路傍等ニ散在セル神祠仏堂祠ハ山神祠塞神祠ノ類  
堂ハ地藏堂辻堂ノ類  
ノ矮陋ニシテ一般社寺ニ比シ難ク且平素監守者無之向ハ総テ最寄社寺へ合併又ハ移転可為致尤人民信仰ヲ以テ更ニ受持ノ神官僧侶相定メ永統方法ヲモ相立存置ノ儀願出候ハ、管轄庁ニ於テ聞届執レモ処分済ノ後別紙雛形ニ照準シ一同取纏メ可届出此旨相違候事  
但神社寺院明細帳ニ記載ノモノハ伺之上処分スヘシ

「別紙雛形」(略)

(7) 「われわれは明治初年の神社整理がそのまま進んで四〇年代の大整理に至つたかのように思いがちであるが、実はそうではなく、(後略)」（萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』七三三頁、昭和三十七年三月、吉川弘文館）

(8) 法規上においてという意味においてであり、列格の推移は必ずしも法規上のそれとは一致しない。

(9) 明治一二年六月二八日内務省達乙第三一〇号。

(10) 神祇院「社格制度の沿革」（昭和一八年三月）に依ると、「先づ明治十三年制定の内規を見るに、之には官国幣社に關しては触れる所なく、府県社・郷社・村社に就いて各其の由緒、社殿の構造、氏子戸数等に就いての標準を示してあるが、其の内容は現在より見ると相当高い標準と思われる。但、実施せられたものか否か明かでない。」とあり、(原註)には「高松四郎氏所藏資料ニ拠ル。本文省略。」とあり当時の昇格内規を具体的に知ることはできないが、終戦に至る迄の内規(おそくも明治三〇年代には出来あがつていた——同書一〇八頁)はその全文が梅田義彦によつて紹介されている。

(11) 梅田義彦「神社制度沿革史」『明治維新神道百年史第一巻』所収二三四—五頁、昭和四一年四月、神道文化会。及び、梅田義彦「神社制度史の基礎的研究」所収、昭和三九年三月、吉川弘文館。

(12) 本稿では論議に亘ることは極力さけ、資料の紹介を目的とするため、これらの点については改めて別稿で論じたい。

(13) 明治三十九年八月一四日社甲第一六号神社宗教両局長依命通牒  
今般勅令第二百二十号ヲ以テ神社寺院仏堂合併跡地無代下付ノ件  
発布相成候処右ハ府県社以下神社ノ総数十九万三千有餘中由緒ナキ

### 明治末期の神社整理

矮少ノ村社無格社夥キニ居リ其ノ数十八万九千余ニ達ス此等ノ内ニハ神社ノ体裁備ハラズ神職ノ常置ナク祭祀行ハレス崇敬ノ実挙ヲサルモノ少カラス又寺院ノ数ハ七万余仏堂ハ三万七千有餘ノ多数ニシテ此等寺院仏堂中ニハ堂宇頽廢シ境内荒廢シ法用行ハレス其ノ名アリテ殆ソト其ノ実ナキモノ鮮シトセス故ニ斯ル神社寺院仏堂ハ成ルヘク設備ヲ完全ナラシムルト同時ニ神社寺院等ノ資産ヲ増加シ維持ニ困難ナカランメ神社寺院等ノ尊嚴ヲ計ラントスルノ旨趣ニ出テタルモノノ外ナラス候條此ノ趣旨ニ基キ右等ノ神社寺院仏堂ハ成ルヘク合併ヲ行ハンメ仏堂ニ在リテハ其ノ管理ニ属スル寺院へ合併セシムルカ又ハ寺院境内ニ移シ境内仏堂ト為サシムル方法ヲ講セラレ度而シテ合併跡地ノ下付ヲ受ケタルトキハ管理上右付ノ旨趣ニ悖ルカ如キコト無之様嚴重監督相成度

(14) 明治四年五月十四日長尾藩(千葉県) 伺に依ると、村々に夥しい神社があるため、これを一村一兩社に合併してもよいかと問合せたのに対し、六月十二日指令は

式内並国史現在ノ神社海内一般取調明亮行届候迄山林野間等ニ小社雖有之先其儘差置可申事、

とある。(法規分類大全社寺門神社一、二二〇頁)

(15) 森岡清美(森岡・前掲論文一〇頁)によると、「三重県が先登を切つた」として、他府県に先がけて実施されたとする。すなわち明治三七年頃より着手されたとする。他府県についての資料が乏しいのでこの点について断定することは難かしいが、岩手県に於いては訓令、依命通牒が明治三五年七月二六日付で出されている。左の通りである。

明治三五年七月二六日岩手県訓令甲第二三三号、郡役所宛  
郷村社無格社ニシテ其所在町村ノ氏子若クハ信徒ニ於テ神職ヲモ

明治末期の神社整理

置ク能ハス到底維持ノ見込ナキモノハ廃止若クハ他神社へ合併ノ儀  
出願セシムヘシ

明治三十五年七月二十六日

岩手県知事 北条 元 利

明治三十五年七月二十六日岩手県内務部依命通牒及合併書類書式

近來鄉村社無格社ニシテ維持保存ノ見込ナキ為メ神職ノ欠員多々  
有之候処神社ニ在テハ一時モ神職ノ欠員ヲ許サス又維持保存ノ見込  
ナキモノハ相当整理セシムルノ趣旨ニテ今般訓令甲第二三三三号発令相  
成候次第ニ付右訓令ヲ勵行相成度尚県令第十五号ヲ以テ神職候補者  
推薦命令ノ件委任相成候ニ付將來神職欠員ノ神社ニ対シテハ三十五  
年二月十八日内務省令第四号第十二条及廿七年二月廿七日勅令第二  
十二号第六条ニ依リ候補者推薦セシメラレ度依命此段及通牒候也  
明治三十五年七月二十六日

内務部長 池 永 一 端

各郡長宛

追テ御参考迄神社廢合出願ノ書式左ニ記載致置候間可成該書式ニ  
準拠セシメラレ度尤モ廢止ノ場合ニハ其財産ノ処理方法ヲモ記載セ  
シメラレ度為念此段申添候也

〈書式〉

何々神社廢止(又ハ合併)願

何郡何町村大字何

何社格 何々 神社

右神社ハ到底維持ノ見込無之候ニ付廢止(又ハ何郡何町村大字何  
何社格何々神社へ合併)致度候間御許可被成下度財産ハ別紙ノ通  
理致度候間併テ御許可相成度此段奉願候也(合併ノ場合ニハ財産ハ  
当然合併神社へ帰属スヘキモノナルニ付特別ニ其財産ノ帰属者ヲ定

ムルハ必要アル場合ヲ除ク外本文中「財産ハ別紙以下」二十三字記  
載スルニ及バズ)

年月日

右何社格 何々神社々司(又ハ社掌)

何 某

氏子総代(氏子ナキトキハ信徒総代)

何 某

同 何 某

知事宛

(備考、神職欠員ノ為メ廢合出願スルコト能ハサル場合ハ予メ本年  
度県令第十七号中第一書式ニ依リ、他神社ノ神職ヲシテ兼補推薦ノ手  
続ヲ取計フヲ要ス尤モ廢合ノ為メ一時神職ヲ推薦スル場合ハ廿七年  
勅令第廿二号第一一条及第二一条定員認可ノ必要無之ニ付推薦書中ニ其  
旨併テ附記スルヲ要ス)

なお、「書式」中に( )をもつて示された「合併ノ場合」  
は岩手県当局の見解は正しくない。

神社協会雜誌第一七号(明治三十六年七月一日)の「質疑解答」  
の欄に左の如き問答がある。

(問) 官有地境内の無格社にして維持保存の目途無之他神社に合併  
の手續取計ふ場合に於ては其境内地及び立竹木は合併神社に附すべき  
もの哉官の上地となるべきもの哉(福岡県朝倉郡会員)

(答) 他神社に合併する上は從來の神社は自ら廢止に帰せしと同じ  
を以て其境内地及び付帯の物件は当然官有地となり神社には附せら  
れざるものなり。

合併神社境内地が官有地であるか民有地であるかによつてその処

理方法は異なる。官有地の場合は(答)に示された見解通りとなる。  
 それでなくては勅令第二二〇号の公布の意味は無くなる。

二、一 覽 表

(県 関 係)	(郡 関 係)
M 35・10・7 訓令第八一号、郷社以下神社ノ維持ニ関スル件 M 36・1・27 乙一発第一一号、社寺合併並ニ廃止ニ関スル件 M 36・4・9 乙一第三八号、社寺合併等ノ際代表者ニ関スル件 M 36・7・4 内務省神社局長(無格社移転ノ件——申達) M 36・7・6 収甲第三四五一号、神社移転ニ関スル件 M 36・9・28 乙発第九九号、社寺合併ニ関スル件 M 37・1・14 乙一発第四号(社寺合併ノ際代表者ニ関スル件) M 37・6・21 内務省秘甲第九九号、府県社以下移転内規	M 35・9・25 社第一〇七号(寺院境内ノ鎮守と称シ) M 36・2・9 社第四五号 M 36・4・16 社第一〇六号 M 36・7・11 社第一二六号 M 36・8・24 社第一三六号(神社員数再応御取調ノ件) M 36・9・30 社第一五〇号

M 39・1・15 県治方針草案(抄) M 39・8・9 勅令第二二〇号(一)、註5) M 39・8・14 内務省社甲第一六号(一、註13) M 39・10・20 二甲収第三四九五号合併神社跡地ニ関スル件 M 39・12・8 内務省秘乙第三六三三号(秘甲第九九号追加条項) M 39・12・28 二甲収第三四九五号、移転跡地ヲ神社ニ譲与スル件照会 M 40・1・9 二甲収第三四九五号への神社局長回答 M 40・1・16 (?) 神社境内移転ノ跡	M 37・12・27 社第一〇七号(神職欠員或いは維持困難なるものは合併移転せしむ) M 38・12・18 社第二一九号(社寺移転許可後二ケ年以内に移転) M 38・12・18 社第一三〇号(社寺移転) M 39・9・4 社第七一号(勅令第二二〇号発布の件) M 39・9・9 号外(調査依頼の件) M 39・10・2 上伊那郡照会社第一八一号(社格の異なる神社合併の件)
--	---

地ニ関スル件	M 40・2・5 (一)ニ乙発第八号、合併神社跡地ニ関スル件	M 40・2・9 社第三六号 (合併跡地 民有地第二種取扱方の件)	を神事の外使用致すべからざること
併ニ関スル件照会	M 40・2・8 二甲発第九号、神社合併ニ関スル件照会	M 40・11・19 学乙発第三四号 (神饌幣帛料供進神社指定条件の件)	M 40・12・4 社第二三三号
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・2・18 内務省局第二号 (二甲発第九号照会に対する神社局長回答)	M 40・11・20 学乙発第三六号 (学乙発第二六号に関する件)	M 40・11・26 社第二二一号
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・3・4 一乙発第一一六号 (合併ニ関スル件	M 40・11・30 学乙発第三七号 (維持財産の造成方法について)	M 40・12・4 社第二二四号
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・3・5 二乙発第一一六号、神社合併ニ関スル件	M 41・1・9 学甲発第一号 (神社合併し、他所を境内とする件)	M 41・1・11 社第三九号
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・3・6 二乙発第一八号、維持財産保管ノ件	M 41・2・5 内務省社甲第一号	M 41・1・25 社第四九号 (合併跡地名儀に関する件)
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・5・21 二乙発第五一号 (神社ノ維持財産造成方法)	M 41・3・18 学乙発第三七号 (存続見込無キモノノ取扱について)	M 41・2・18 社第九一号 (内務省社甲第一号承知方の件)
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・5・24 訓令第四一号 (合併、移転の勧誘)	M 41・3・24 学甲発第三一号 (会計規則適用神社合併の件)	(別紙、神社合併願等様式)
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	(別紙、神社存続廃合移転内規)	M 40・7・10 社第一三二二号 (別紙、会議事項)	
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・10・9 学乙発第一二二号 (合併、移転の際調査事項)	M 40・10・12 社第一七一号	M 41・3・20 社第一七一号 (神社所有土地、立木売却方法の件)
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・11・4 学乙発第二六号 (合併移転に関する考慮事項)	M 40・11・11 社第一九三三号	M 41・5・25 社第三七〇号
併跡地反別調査添付方の件照会、部長宛)	M 40・11・18 学乙発第三三三号 (社殿	M 40・11・19 社第二〇三三号	M 41・6・3 学乙発第一〇号 (合併跡地立木処分方法の件)



M42・5・6 郡長会議問題送付ノ件 (神社合併ニ関スル件、神社ニ関スル件)	M41・8・6 社第四二四号 (移転願書添付予定明細帳の件)
M42・11・16 学乙発第三二二号 (非公認神社整理の件)	M42・3・24 社第九四号 (神社整理経過回報方照会の件)
M43・1・28 土甲発第一〇号 (合併出願の際の立木敷の件)	M42・9・11 社第四〇一号 (合併促進方通牒)
M43・4・7 地方官会議ノ資料ニ関スル件(三)、神社整理ニ関スル件)	M43・1・15 社第七三号 (合併跡地の登録税算定の件)
M44・1・12 地乙発第三号 (部落有財産統一に際し神社への財産寄附の件)	M43・1・31 社第八六号
M44・3・16 学乙発第四三三号 (甲社乙社へ移転につき財産処分方法の件)	M43・6・28 社第二六一号 (合併神社神職の件、別紙、埼玉県知事伺出内務省神社局長回答)
	M44・3・20 社第一一九号

明治末期の神社整理

件)	
M45・5・8 二甲発第三二二号 (明細帳照合の件)	
T6・2・19 学乙発第一五号 (合併の際神職兼務の件)	T6・2・21 社第六一号
T7・6・13 学乙発第一〇六八号 (T7・6・5 諏訪郡照会への回答)	T7・6・5 社第一二七号 (無格社処分方法につき諏訪郡より県へ照会)
S11・11・15、第四回長野県神社総代会決議 (合併移転神社復旧について)	
S16・11・13、第九回長野県氏子総代会決議 (合併神社ヲ元ニ復旧スルノ件)	
S16・12・10 神祇院一六発総第一四三号、神社復旧ノ件	

(註・通牒名のうちカッコの付されたものは、元来通牒名がなく筆者が便宜的に付けたものである。)

三、訓令・通牒等

明治三十五年九月二五日諏訪郡役所第一課社第一〇七号は明治三十五年九月二五日内務部長通牒とほぼ同文と思われるが、県通牒を見る事ができなかったため郡通牒を示す。郡通牒とほとんど同文のものを湖南村から甲第七六号(明治三十五年一月二〇日)として各区長宛に通牒する。

寺院境内に神仏分離の時期をはるかにへだててなお神祠が在ることと、それを不都合とする行政指導がここにはみられる。

明治三十五年九月二五日郡社第一〇七号

寺院境内ノ鎮守ト稱シ稱荷社ノ類ヲ設置シ鳥居ヲ建設シ常ニ公衆ニ参拝セシメ祭典執行スルモノ有之候趣相聞甚タ不都合ノ次第ニ付キ右ニ該当スルモノ有之候ハ、速ニ最寄神社ニ合併セシムル歟又ハ私邸内ニ移転セシメ公衆ノ参拝ヲ為サンメサル様御措置相成度此段及通牒候也

県では社寺の廃止もしくは合併出願方を郡市町村へ明治三十五年一月七日訓令第八一号をもつて勧誘している。

明治三十五年一月七日訓令第八一号郷社以下神社の維持ニ関スル件

郷社以下ノ神社ニシテ其ノ氏子若クハ信徒ニ於テ神職ヲモ置ク能ハス到底維持ノ見込ナキモノハ廃止若クハ他神社へ合併ノ義出願セシムヘシ

(理由) 現ニ神職ノ欠員神社尠カラズ畢竟維持方法確立セス困難

ナル事実アルモノトセハ廃止若クハ合併スルニ如カサルヘシト思考セリ

訓令「郷社以下神社維持ニ関スル件」は件名からすると、神社の維持に關する訓令のようであつたが、内容は維持できないと認定される神社の処分方法についての訓令であつて積極的に神社の維持方法等について触れたものではない。

本訓令で廃止もしくは合併の対象とされた「到底維持ノ見込ナキモノ」とされ得る神社は郷社(註1)以下の神社、すなわち郷社、村社、無格社(註2)の内当該神社の氏子、信徒に於て、「到底神職ヲモ置ク能ハス」神社であり、維持基準として神職を置くか否かが示されている。神職を置くことのできない神社がなぜ「到底維持ノ見込ナキモノ」とされるのかは改めて問題にしなければならないが本稿では触れない。ともあれ「到底維持ノ見込ナキモノ」がどのような基準に依るものであれ、そのように認定され得る神社は廃止もしくは他神社へ合併するように出願せしむべく訓令した。

(註1) 郷社を含むか否かが曖昧であるが、両様に解される。「以下」の使用例があるので断定はできないが、郷社に亜々神社社格は村社であり、列格されない神社は無格社であるが、明治四〇年五月二四日訓令第四一号では存続せしむべき神社として郷社が含まれているので、ここでは郷社を含む、郷社、村社、無格社が対象であらう。(註2) 従つてすべて神社明細帳に登載され公的に承認されている神社である。

『長野県神社百年誌』(長野県神社庁、昭和三九年一月二二日)は

當時の長野県神社施策について「三十三、四兩年の押川県政の神社施策は目立つたものはなかつたが、三十五年知事は関清英に代わつた、関知事の三年間は長野県神社行政に活を入れた、明治三十九年九月大山綱昌知事に代るや全県の弱小神社合併の号令もその素地は関知事にあつたようである」(六一五頁)と述べている。すなわち神社行政の方向付けを知事個人の個性に求めているようであるが、関、大山知事の時期における国の神社行政の方針が知事の施策に結びついていたと考えるべきであらう。

明治三十五年二月三十一日現在における長野県の神職数は四二四名、県社、郷社、村社合計二、〇五〇社、境外無格社七、〇三四社であり(帝國統計年鑑による)、神職数に比し神社数が極めて多く兼任神職として神職を置く場合九、〇八四社に四二四名であり、一神職につき約二〇社になる。これは同年の全国総計、神職数一六、〇九三名、府県社郷社村社計五六、五三〇社、境外無格社一六三、八七一社、一神職あたり約一〇社と比し長野県の場合約二倍の兼社が必要となることを意味する。

明治三十六年一月二十七日には「神社寺院合併又ハ出願者アリタルトキ」の願書具備事項を通牒する。これは前年一〇月七日訓令第八一号と対応するものであらう。

明治三十六年一月二十七日乙一発第一一号社寺合併並ニ廃止ニ関スル件、各都市長宛、

神社寺院合併又ハ廃止出願者アリタルトキハ其ノ願書ニ左ノ事項具備セシメ御進達相成度此段及通牒候也

一、社寺合併 祭神本尊ノ合併又ハ神社ノ合殿寺院ノ合堂ヲ明記スノ際ハ予メ其ノ合併後

明治末期の神社整理

ニ係ル明細帳ヲ作製シ添付スル事

但式内神社並文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ハ願書式通ヲ要ス

二、祭神本尊合併ノ結果其社寺号ノ改称ヲ要スルモノハ其旨詳記スル事

三、社寺合併若クハ合社寺願トシテ社寺号ニ関スル記載ナキモノハ祭神本尊ノミノ合併トシ社寺号ハ改称セザルモノト見做ス

四、合併ノ際財産ハ当然合併セラレタル社寺有ニ属スルモノナルニ依リ其寄付財産ノ類ニシテ合併シ難キ事情アルモノハ其処分方法ヲ詳記シタル書類及ヒ証拠物件ノ添付ヲ要ス

境内地官有ニ係ルモノハ合併スル途ナシ

五、社寺合併ハ其ノ社寺格同一ナルモノニアラザレバ許可セザル方針ニ付此場合ハ境内移転ノ手続ヲ為サシムル事

六、神社ノ合殿寺院ノ合堂ハ一ノ社寺地ニ殿堂兩立スルモノナルニ依リ出願ノ際明細帳ニハ之ヲ明記 建物移築ノモノハセシメ別ニ建物位置ノ図面ヲ添付セシムル事

但シ建物内ヲ便宜区画シ安置スルハ妨ゲナシト雖モ本文ノ旨趣ニ依ラシム

第一項は合併の際予め合併後に係る明細帳を一通作成し添付すること、式内神社並文明一八年以前の創立に係る社寺は二通添付であり、以後においても改訂はない。文明一八年を画期とすることに ついては、明治一一年六月一八日新潟県より内務省への伺にある

「右文明十八年ヲ以区分相立候儀ハ何等ノ縁由ニ出候哉為心

得此段相伺候」に對して内務省は、「書面之趣ハ距今概略四百年前ノ目途トシテ分候儀ト可心得事」と答えてゐる（法規分類大全社寺門神社一、明治二四年五月一六日、内閣記録局編輯、二五五頁）。

特に本通牒第四項にある「境内地官有ニ係ルモノハ合併スル途ナシ」は明治三九年八月一〇日勅令第二二〇号が公布されるに至つた一つの原因であらう。

第五項「社寺合併ハ其ノ社寺格同一ナルモノニアラザレバ許可セザル方針」も合併促進に對する障壁ではあつたが、第四項とは異なり「此場合ハ境内移転ノ手續ヲ為サシムル事」により事実上同一の結果を生みますことは可能であつた。なお第五項は明治三六年九月二八日乙癸第九号第二項により改訂され、次いで明治四〇年三月五日乙癸第一六号において本項は削除されたが第一六号第一項は事実上の改訂を示す。これらの改訂はすべて合併を容易ならしめる方向に改訂されてゆくのであつた。

明治三六年四月九日乙一癸第三八号社寺合併等ノ際代表者ニ関スル件は同一人にて合併両社の代表者たり得ないとの通牒である（明治三七年一月一四日乙一癸第四号、大正六年二月一九日学乙癸第一五号参照）。

明治三六年四月九日乙一癸第三八号社寺合併等ノ際代表者ニ関スル件、各都市長宛

社寺仏堂ノ合併 独立仏堂ヲ寺院境内仏堂ニスル場合ヲモ含ムニ際シ同一人ニシテ關係兩者ノ代表者タル合併出願ニ對シテハ民法第百八条ノ規定モ有

之證議可相成筋ニ無之ト被認候条此如御注意相成度此段及通牒候也

県は明治三六年六月二十九日一収第三四五一号をもつて内務省に伺を出す。この伺そのものは不明であるが内務省神社局長は七月四日付で回答する。「微々タル社頭ハ独立社トシテ移転セシムル必要」なく「最寄郷村社（合祀）」「境内社トシテ移転ナサシムル」方針が内務省に存したことはあきらかである。

明治三六年七月四日内務省神社局長（白仁武）より長野県知事宛本年六月二十九日付一収第三四五一号伺神社移転ニ関シ別紙ノ通指令相成候処右等ノ如キ微々タル社頭ハ独立社トシテ移転セシムル必要モ無之歟ト被認候ニ付寧ロ此際最寄ノ郷村社へ合祀セシムル歟若クハ境内社トシテ移転ナサシムル方了然存候間其旨御了知可然御措置相成度為念此如申達候也

これは明治九年一月二十五日達書第三七号（前掲）に脈絡をもつ考え方であることは明白である。

この時期において「微々タル社頭」の移転が問題になるといふことの意味について言及する必要があるが本稿では省く。

内務省神社局長回答後の七月六日収甲扱第三四五一号神社移転ニ関スル件で直に各都市長宛通牒する。通牒番号は先の内務省回答中にある番号と同じであるが、勿論改訂されたものであることは明らかである。

明治三六年七月六日収甲扱第三四五一号神社移転ニ関スル件、

各郡市長宛

無格社ニシテ徴々タル社頭〔ハ〕〔ヲ〕独立社トシテ移転セシムル

(ノ)義往々出願ノ向モ有之候処右等ハ其必要モ無之歟ト認ラレ候ニ付今後出願候モノ有之候ハハ最寄神社ハ合祀セシムル歟若クハ境内社トシテ移転ヲナサシムル様可然存候間此旨御了知可然御措置相成度此段及通牒候也

郡社第一三六号は神社の員数の取調を命じているが、ここでは形式的(神社明細帳への登載の有無)ではなく実質的な神社員数の調査が企図されていることを意味を考えるべきであろう。

明治三六年八月二四日郡社第一三六号、各町村長宛

客月卅日付社第一三六号当課照会ニヨリ神社員数表御差出ノ処今般其筋ヨリ照会之次第モ有之候ニ付左記之廉御承知ノ上再応御取調曩ノ御差出ノモノト相違ノ向ハ本月末日迄ニ更正調書御差出有之度此段及照会候也

追テ本文期日迄ニ何等御申出無之トキハ相違ナキモノト認メ候此段申添候也

一、明細帳脱漏ノ神社にて衆庶ノ参拜スルモノハ之ヲ調査シ但書若クハ内訳ヲ以テ必ズ其員数ヲ示サレ度

一、其神社ノ撰(末)社ト雖モ本社ト境内ヲ異ニスルモノハ一社トシテ調査ヲ要ス

一、明細帳神社名ノ肩ニ何神社撰(末)社、雑社、小社ト記載アルモノ総テ無格社ノ部ニ算入セラレ度

明治末期の神社整理

一、総テ境内神社ハ調査ニ及バズ

明治三六年九月二八日乙一発第九九号社寺合併ニ関スル件は先にも触れたように一月二七日乙一発第一一号を社寺合併を容易ならしめるよう改訂したものである。第二項においては全面的改訂があり、社格異なるものの合併が可能になったことは前に触れたところである。本通牒について「これは明治四十、四十一年度頃の合併の前提ともなるものである」(『長野県神社百年史』六一七頁)と考えられているが一月の乙一発第一一号より合併促進を一步進め得るものになったとは云え、むしろ第一一号が右の表現に従えば前提になるものと考えられる。

明治三六年九月二八日乙一発第九九号社寺合併ニ関スル件、各郡市長宛

本年一月乙一発第一一号ヲ以テ社寺合併ニ関シ及通牒置候処右ハ左之事項之通相改メ候条此段及通牒候也

一、社寺合併ハ其合併後ニ係ル明細帳ヲ作製シ添付セシムル事但式内神社並ニ文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ハ願書式通ヲ要ス

二、神社ハ其社格ヲ異ニスルト雖モ之ヲ合併スルハ妨ケナシシモ此場合ハ甲社ヨリ乙社ニ合併スルモノナレハ無論甲社ノ社格社号ハ廃滅ニ帰ス故ニ甲社社号ノ文字ヲ乙社之社号中ニ包含セシメントスルトキハ神社号ノ改称ナルニ依リ其旨詳記ヲ要ス但社殿ノ増加ヲ妨ケス

六七 (一三五)

三、従来二以上ノ神社ヲ列記シ其下ニ単ニ合殿トセシモノアリテ各社号存スルノ嫌アリ依テ一ノ社号トナスニアラザレバ此ノ如キモノハ許可セラレサル事

四、神社合併ノ際財産ハ当然合併社寺ノ有ニ属スルモノナルニ依リ寄付財産ノ類ニシテ合併シ難キ事情アルモノハ其処分方法ヲ詳記シタル書類及証拠物件ノ添付ヲ要ス

五、社寺ノ廃止ハ祭神本尊ハ消滅ニ属スルモノナルニ依リ予メ廃止後財産処分ノ方法ヲ記シ願書ニ添付ノ事

但書第一項ニ同シ

なお明治四〇年三月五日乙二発第一六号神社合併ニ関スル件により本通牒第二項は削除される。

第四項の場合の官有地がその合併される土地に含まれる場合には合併ができないことは乙一発第一一号と同様である。

明治三十七年一月一日乙一発第四号は明治三十六年四月九日乙第三八号の改訂であることは本通牒中にも明らかである。

ここにおいて合併関係者が神職を指すものであることが明らかであるが、改訂後と云えども神職の役割は実質的に変わるものではない。

氏子及び信徒総代の連署の場合も同一人が関係両神社の氏子及び信徒総代となることはできないのは勿論である。この場合、村持の神社の場合が問題となる。村持の神社の場合氏子総代、崇敬者総代（信徒総代）が代表者であるのが普通であるが、それぞれの社に異なつた人がこの場合には代表者に選ばなければならないことを意味す

る。各社とその選ばれた代表者の関係は村持の神社とその氏子、崇敬者の代表という意味しか持たないのが普通であるので、神社と代表者として記載されている者の関係は特に詮索する必要はない。すなわち神社とその代表者の関係は便宜的に決められるということの意味する。

明治三十七年一月一日乙一発第四号

社寺仏堂合併ニ際シ同一人ニテ関係両者ノ代表者タル合併出願ニ対シテハ詮議可相成筋ニ無之旨客年四月九日付乙一発第三八号ヲ以テ及通牒置候処右神社ニ対シテ其廃合若シクハ移転ヲ出願セントスル場合ニ於テハ一時便宜ノ処置トシテ其関係者ノ兼務ヲ解カシメ単ニ氏子若クハ信徒総代ノ連署ノミヲ以テ出願セシメ候様御取計相成度此段依命及通牒候也

追テ本移転若クハ廃合ニ付テハ其移転及ヒ合併先キ神社及氏子総代等ノ連署ハ固ヨリ不可欠缺ト御承知相成度此段申添候也

右の通牒の追記は社寺合併に關しては極めて重要な意味をもつことは次に掲げる例がそれを示す。

神社協会雑誌（第六年第六号、明治四〇年六月一五日、五七頁）に掲載の「解疑」の欄に次の問答がある。

〈問〉一 無格社あり明細帳には明かに信徒三人とあれども其一人は既に故人となりて、今は僅かに二人あるに過ぎず、且つ其内容は有名無実にして全然祝典廃絶して唯一人の祭拜するものなければども之を他の社に移すことを好まず却て之を支拒するに及びり依て之が明細帳削除願又は移転廃合等を神職一人にて専行し得ざる

か、尚ほ明細帳削除及廢社出願許可の後其の跡地の処分は如何なるべきか。

（答）斯の如く信徒僅少にして祝典廢絶し維持方法確立せざる神社は其尊嚴を保護するの点に於て宜しく合併等の手段を取るべきものなるべし而して明細帳削除又は移転廢合等に関しては信徒と協議を遂げ其願書に其信徒総代の連署を要すべきものなれば神職一人の専断にては之を行ふこと能はず……（後略）。

明治三十七年一月乙一発第四号より明治四〇年一月迄の間の県関係の通牒等は不明であるが、明治三十九年の県治方針（草案）からしてもこの間に合併整理施策が進められたことは明らかであると思われる。

県治方針（草案）以前に明治三十七年六月二日内務省通牒秘甲第九号が長野県知事宛通牒されている。

秘甲第九号によると府県社以下神社の移転は極めて厳しく制限されていたことは明らかである。その条件は社殿様式、規模、社地面積、永続資本、氏子信徒数、由緒、環境等にわたつて規定されている。

なお第三項五は明治三十九年二月八日内務省秘乙第三六三号による追加条項である。

明治三十七年六月二日内務省秘甲第九号、県知事宛

府県社以下神社移転内規御参考迄別紙及御送致候右移転ニ就テハ容易設議不相成旨趣ニ付若シ事情不得止場合ニハ本内規ニ照準

シ御取扱相成度此段及通牒候也

（別紙）

神社移転ニ就テハ左記ノ各項ヲ具備スルヲ要ス

第一項 本殿、拜殿、及鳥居ヲ有スルモノ

第二項 移転先キ地ハ氏子区域内ニ限ル氏子ナキモノナルトキハ信徒所在ノ部落内ニ限ルコト

但其信徒所在ノ区域現在神社ノ地ヨリ甚タ飛ビ離ルルトキハ許

可セス移民地ヘ移転ノ場合ハ本項但書ヲ適用セス

第三項 移転ノ事由ハ少ナクトモ左の一ヲ欠ク可カラズ

一、現在ノ境内地カ鉄道敷地、道路敷地、河川改修工事其他公益ノ事業上避ク可カラサル用地ニ供セラルル場合

二、現境内地カ常に風水害若クハ火災等危険ノ虞アル場合

三、現境内地カ四囲ノ状況等ヨリ祭神ニ対シ不敬ナルトキ

四、祭神に特別縁故アル地ニ移転セントスルトキ

但其地ニ同祭神ヲ祭レル他ノ神社ナキトキニ限ル

五、神社合併ノ為メ便宜ノ土地ヲ選定シ新タニ境内地ヲ設定セントスルトキ

第四項 移転先キ境内地ハ社有ニシテ百五十坪以上ヲ有スルモノ

第五項 建物ハ本殿、拜殿、各四坪以上ヲ有スルモノ  
但本殿拜殿兼用ノモノハ六坪以上ヲ有スルモノトス

第六項 永続資本ハ六百円以上ノ現金若クハ動産不動産等又ハ一ヶ年五十円以上ノ収入アルモノ但其収入ハ大体確實ト認めラル

ルモノニ限ル

第七項 前各項ノ条件ヲ具備スルモノト雖モ氏子信徒極メテ少数ナルトキハ之ヲ許サス

第八項 由緒ナキ無格社ニシテ現在ノ神社ノ体裁極メテ矮小ナルモノハ之ヲ許サス

第九項 神社現在ノ地位四囲ノ状況上極メテ不適當ニシテ之ヲ移転スル特殊ノ理由存ストキハ前各項ニ該當セスト雖モ特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第十項 公ケノ事業若クハ公益事業等ノ為メ已ムヲ得サル場合ニ於テ移転スルハ本内規ニ依ラス大概之ヲ許可ス

第十一項 他ノ神社境内社トシテ移転スルモノハ前項ニ準ス

第三項五が後に(明治三十九年二月八日)追加されたことは合併方針が施策として現実化した時点を知るに大切であると思われる。

それは勅令第二二〇号公布以後である点に留意せねばならない。第三項五は数神社合併の場合、それら神社を廃止し、一神社を新設し得ることを意味する。勿論厳密には新神社と断定することは祭神、由緒等の問題もあり誤りであるが、現実にはそのように理解してよい。これは明治末期の神社合併、整理の目的を察知するための有力な手掛りともなり得よう。

先に触れたが明治三十七年一月一四日乙一発第四号より明治三十九年一月の県治方針(草案)に至る約二ケ年間に、県関係の通牒は不明であるが、郡では次の三通牒を見出すことができた。神社移転、合併等

の施策は継続していたと考えてよいであろう。

郡社第一〇七号は村落の神社祭祀或いは運営に神職が参加することを強制するものであり従来の慣習上の祭祀形態を変えること、すなわち村々の神社に国家の介入を計るものであつたと云えよう。

明治三十七年二月二七日郡社第一〇七号、各町村長宛

県社以下ノ神社ニシテ神職欠員ノモノハ推薦セシメ又ハ維持困難ノモノハ合併移転等夫々御措置相成候事トハ存候得共尙ホ未ダ神職ヲ置カザルモノ不勘畢竟是等ハ祭典ノ際無資格者ヲ以テ之ニ充テ其不敬ヲモ顧ミサル状況ニハ無之哉或ハ神社トシテ存スルモ其祭典全然執行セザリシニハアラサルヤ頃日聞処ニ抛レハ無資格者若クハ教導職ノモノヲ代勤セシムル向モ有之趣斯クテハ敬神ノ途ヲ欠キ動モスレバ神社ト宗教ト相混スルノ弊ヲモ生シ易キ次第ニ有之候ニ付厳重取締方内務部長ヨリ照会ノ次第モ有之候間右様ノ不都合無之様御取締相成度此段及照会候也

郡社第一二九号、第一三〇号通牒は当時の神社行政の在り方を考えると、社寺移転についての期限に関し、県令を改めて通牒するということは社寺の移転に名目を求める新設を阻止し、社寺数の増加を防ぐものと解さなければならぬ。

明治三十八年二月二八日郡社第一二九号、各町村長宛

社寺移転許可後二ケ年以内に移転セサルモノハ明治卅六年二月本県々令第十二号ニ依リ其許可ヲ取消ス際既ニ従来ノ境内地及其建物其他ニ売却シタル等ニテ在来ノ場所ニ存立スル事能ハザルモ



ノハ移転許可取消ノ日ヨリ百日以内ニ再建之方法ヲ立テ関係者連署寺院ハ管長副署ヲ以テ届出其方法確實ト認ムルモノニ限り建築ノ為メ満二ケ年間ノ猶予ヲ与ヘ若シ百日ヲ經過再建ノ方法ヲ不申出又ハ満二ケ年間ニ建築セサルモノハ明細帳削除スルコトニ決定候旨其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之為御心得依命通牒此段及通牒候也

明治三十八年二月八日郡社第一三〇号、各町村長宛

社寺移転ニ関シテハ本日及通牒置候処右移転許可ハ本県ト他県トニ拘ラス総テ許可ノ日ヨリ二年内ニ建設セサルモノハ取消スヘキモノニ付此際一応御取調結果来ル廿五日迄ニ報告相成度尤モ事實建設済ナルモ移転済届出ヲ怠リシモノ有之候ハバ明細帳相添其事由回申センメラレ度其筋ヨリ照会ノ次第モ有之此段照会候也

「県治方針(案)」は勅令第二二〇号公布以前、明治三十九年一月一日に作成されている。神職と神社とが不可分であることが強調され、神社の合併、廃社施策に果した神職の役割を窺うことができ

る。

明治三十九年一月一日県治方針(案)

神社(抄)  
——又従来県社以下ノ神社ニシテ神職ヲ置カサルモノ尠カラス頗ル敬神ノ道ニ欠ル処アルヲ以テ県社以下神社神職任用規則施行細則ヲ発布シ二名以上候補者推薦ノ法ヲ設ケ神職ノ年給ヲ一社ニ付三十円四十円五十円トナシ当器ノ人物ヲ任補スル事ニ努メツ

明治末期の神社整理

アリ然レドモ氏子若クハ信徒ノ少数ニシテ相当神職ヲ置ク能ハサル等維持方法ノ立チ難キモノハ断然最寄神社ニ合併セシムル方針ヲ以テ数年来之ヲ実行セリ尚今後ニ於テモ同一方針ニ依リ取扱ハントス

明治三十九年八月九日勅令第二二〇号(前掲)は明治末期の神社整理において画期的意味をなしたことは疑問の余地はない。

先にも触れたように長野県の場合、明治三十六年一月二七日社寺合併並ニ廃止ニ関スル件、明治三十六年九月二八日社寺合併ニ関スル件両通牒の合併障壁を取り除く意味を持つたことは明らかであった。なお明治四〇年三月五日神社合併に関する件は合併障壁を取り除いている。

勅令第二二〇号の意味は明治三十九年八月一日内務省社甲第一六号(前掲)により明らかである。

勅令第二二〇号公布について郡より町村長へ移牒される。

明治三十九年九月四日郡社第七一号

今般勅令第二百二十号ヲ以テ神社寺院仏堂合併跡地無代下附之件発布ニ付別紙之通り其筋ヨリ通牒相成候間右主旨ニ基キ此際維持不完全ナル神社寺院等成ル可ク合併又ハ境内ニ移転候様御措置相成度依命此段及移牒候也

町村から区へはほ同文にて移牒された。なおそれに添付した別紙には内務省社甲第一六号が全文記載されている。

明治三十九年一〇月二日上伊那郡長よりの照会社第一八一号、「神社ニシテ社格ヲ異ニスル等ノ為メ合併スルコト能ハズ」と云うことは明治三十六年一月二七日乙一第一一五号第五項に社寺合併は「社寺格同一ナルモノニアラザレバ許可セザル」ことにより当然であり、もし合併不可能であるとするならば勅令第二二〇号による跡地処分法の適用を受けることができず、「仮令バ無格社ノ境内ト」という懸念が生じたうえでの照会と思われるが、この照会は明治三十六年九月二八日社寺合併ニ関スル件第二項によれば照会するまでもなく、社格の異なる神社の合併は可能である。しかしそれはそれとして、ここで「仮令バ——」以下の無格社が村社の境内社として移転する場合の移転神社の跡地の問題を勅令第二二〇号公布後どのように取扱うかは問題とならう。

明治三十九年一〇月二日上伊那郡社第一八一号照会

本年八月勅令第二百二十号ヲ以テ神社寺院仏堂合併跡地無代下付之件発布相成候処神社ニシテ社格ヲ異ニスル等ノ為メ合併スルコト能ハズ仮令バ無格社ヲ村社ノ境内社トシテ移転スル場合ニ於テモ亦其移転跡地ヲ合併跡地トシテ処分可相成義ニ候哉神社処分奨励上目下差障リ居リ候ニ付御意見承知致度候条至急御回答相成度此段及御照会候也

一〇月二〇日長野県知事は内務省神社局長宛照会する。(理由)に示された担当役人の考え方は明治末期神社整理の目的の所在が明瞭に示されている。

明治三十九年一〇月二〇日二甲収第三四九五号合併神社ノ跡地ニ

関スル件、神社局長宛

神社寺院仏堂ヲ他ノ神社寺院仏堂境内地ヘ移転シタルニ因リ不用ニ帰シタル境内官有地モ本年八月勅令第貳百貳十号ニ依リ其移転シタル神社寺院仏堂ニ譲与セラルヘキ義トハ存候得共御意見承知致度此段及照会候也

(理由)

勅令ニハ単ニ合併トアリ境内移転ハ法文上含マサルモノノ如クナルモ神社ノ数ヲ減シ官有地ノ不用ニ帰シタルモノヲ神社ニ譲与セラルル特典ハ同一ナルニ依リ合併ヲ広キ意味ニ解シ為念一度照会可致乎

右の照会に対する内務省の回答は不明である。

合併と移転とは異なるが、事実としては同一の内容を為す場合がある。すなわち境内へ他の神社を移転する場合境内神社として移転した神社は独立の神社たる資格は失うが、体裁としては残るので氏子等を納得せしめ易いということは認められる。また神社数を減少せしめるという点ではその目的に適うので当局者は承認すると考えられる。

次の往復にその間の事情は示されている。

明治三十九年二月二八日二甲収第三四九五号移転跡地ヲ神社ニ譲スル件、神社局長宛

県社以下ノ神社ニシテ他ノ県社以下ノ神社境内ヘ移転シ社号公称スルノミニテ総テノ權利義務其ノ移転先神社ニ帰スル場合ハ事

実合併と同様ニテ独立之資格ヲ失フモノナルニ因リ不用ニ帰シタル跡地ハ本年勅令第二百二十号ニ準シ移転シタル神社ニ譲与可然存候得共御意見承知度致此段及照会候也

(理由)

曩ニ本件ニ付照会セシモ仏堂ノミ合併シ移転ヘ含マサル旨回答アルモ均シク移転ナルニ依リ今一度本案ノ如ク照会可致乎

明治四〇年一月九日内務省神社局長回答、長野県知事宛

県社以下神社移転跡地譲与ノ件ニ関シ客年十二月二十八日二甲取第三四九五号ヲ以テ御照会之趣了承右ヘ御見込ノ通ト存候尤移転シタル神社トアルハ移転先神社ノ誤記ト認メラレ候此段及回答候也

右の内務省との往復は次に示す明治四〇年一月一六日(浄書)通牒(通牒番号は原議には記して無い)で各郡市長へ通牒された。

明治四〇年一月一五日(浄書)神社境内移転ノ跡地ニ関スル件、

各郡市長宛

県社以下ノ神社ヲ他ノ県社以下ノ神社境内ヘ移転シ社号ヲ公称スルノミニテ総テノ権利義務其ノ移転先神社ニ帰スル場合ハ事実合併ト同様ニテ独立ノ資格ヲ失フモノナルニ因リ不用ニ帰シタル跡地ハ明治三十九年八月勅令第二百二十号ニ準シ官有財産管理上必要ノモノヲ除ク外移転先神社ニ譲与相成ルコトヲ得ル義ニ有之候条依命此段及通牒候也

追テ仏堂ヲ寺院若ハ他ノ仏堂境内ニ移シ其ノ寺院仏堂ノ境内仏堂トナスモノハ本文同様ノ義ト承知相成度此段申添候

明治末期の神社整理

(理由)

曩ニ神社宗教両局長ニ照会シ尚ホ再応神社局長ノ意見ヲ聞キタル処別紙中ノ通回答アリ神社整理上境内移転ニシテ其移転先ノ管理ニ属スルモノハ事実合併同様ナルニ由ル

次の通牒ニ乙発第八号は民有地第二種のもの取扱を示す。

明治四〇年二月四日ニ乙発第八号合併神社跡地ニ関スル件、各

郡市長宛

神社合併跡地ニシテ民有地第二種ノモノハ当然合併先神社ノ財産ト可相成義ニ付地価設定ノ上有租地トシテ地目反別トモ届出サシムル様御取斗相成度此段及通牒候也

明治四〇年二月八日二甲発第九号を以て内務省神社局長宛に神社

合併の際、下級社格の神社へ上級社格神社が合併する場合の社格の取扱について問合せる。

神社局長回答(局第二号)は合併後の社格は上級社格である旨を指示する。兎角合併の促進に不都合なるものはすべて合併が容易になるように改訂される、或いは解釈されると云える(『M36・1・27県乙一発第一号第五項。M36・9・28乙一発第九号第二項参照』)。

上級社格神社の下級社格神社への合併が生ずる場合は種々考へ得るが、先ず立地条件の便も考えられるが、社格の高下と必ずしも、氏子、崇敬者の神社への崇敬意識の高低が結びついて居ないという点に留意せねばならない。

明治末期の神社整理

七四 (一三五八)

明治四〇年二月八日二甲発第九号神社合併ニ関スル件(照会)、  
神社局長宛

神社ハ其ノ社格ヲ異ニスルモノト雖モ合併スルハ勿論差支ナキ  
義ト存シ候得共県社以下ノ神社ニシテ其下級ノ神社即チ村社ヲ無  
格社ニ合併セントスル場合ハ村社タル社格ハ自然消滅ニ帰スルヤ  
又ハ合併ノ為メ社格ハ消滅セザルモノトセハ合併許可セシ上ハ合  
併先ノ無格社ヲ村社トシテ可取扱ヤ聊カ疑有之候ニ付御意見承知  
致度此段及御照会候也

(理由)

従来本県取扱例ハ社格ヲ異ニスルモ合併先神社ノ社格ニ依ラシ  
メタリシモ頃日協会雜誌其他ノ説ニハ合併ノ為メ社格ハ消滅セサ  
ルトノコト整理上影響少カラサルニ依リ一応照会可致候事

明治四〇年二月一八日内務省神社局長回答局第二号、長野県知  
事宛

村社ヲ無格社ニ合併セシ場合ニ於ケル社格ノ件ニ関シ本月十四  
日二甲発第九号ヲ以御照会之趣了承右ハ村社トシテ取扱相成可然  
存候此段及回答候也

明治四〇年三月四日一乙発第一一六号、郡長宛

神社寺院仏堂ノ合併願書ニハ地種目組替上必要有之候ニ付自今  
土地台帳ニヨリ其合併跡地ニ該当スル土地ノ地籍字地番地目反別  
ヲ記シタル調査添付候様御示達相成度候

明治四〇年三月五日二乙発第一一六号神社合併ニ関スル件は明治三  
六年一月二七日乙一第一一号、同年九月二八日乙一発第九号両通  
牒を踏まえた勅令第二二〇号以後の合併規定であり、やがて明治四  
〇年五月二四日訓令第四一号及び神社存続廃合移転内規に進み得る  
ものであつた。

明治四〇年三月五日二乙発第一一六号神社合併ニ関スル件、各部  
市長宛

神社合併ニ関シテハ各都市歩調ヲ一ニセサレバ其ノ目的ヲ達シ  
難ク依テ其ノ方法及之ニ関係スル規定ハ調査中ナルモ其向出願者  
ニ対シテハ卅六年九月乙一発第九号通牒ニ依ルヘキハ勿論尙左  
ノ事項ニ依リ御取扱相成度此段及通牒候也

一、県社以下ノ神社ニシテ其ノ社格ヲ異ニスルモノト雖モ合併  
スルハ妨ケナシ而シテ其ノ合併ノ結果トシテ教社中ノ上級社格ト  
為スヲ得ルモ其ノ社号ハ改称スルニアラサレバ上級社ノ社号ヲ用  
ニルヲ要ス但社殿ノ増加ヲ妨ケス

寺院仏堂ノ合併寺号改称ニ就テモ亦同シ

二、教神社ヲ合併スル為ノ便宜ノ地ヲ撰定シ新タニ境内地ヲ設  
定シ移転セントスルトキハ左ノ事項具備スルヲ要ス

一、本殿拝殿鳥居ヲ有スルモノ

一、移転先地ハ氏子区域内ニ限ル

一、移転先地ハ社有ニシテ百五十坪以上を有スルモノ

一、建物ハ本殿拝殿各四坪以上ヲ有スルモノ本殿拝殿建込ノモ  
ノハ六坪以上ヲ有スルモノ

一、基本財産ヨリ生スル一ケ年ノ収入五拾円以上アルモノ  
前項ノ条件ヲ具備スルモ氏子少数ナルトキハ否認スルヲ要ス

三、無格社ハ県社以下ノ神社ヘ合併セシムヘシ **【若シ事情止ム  
ヲ得シテ】**前項ノ条件ヲ具備スルモノ **【止ムヲ得ザルモノ】**ハ其  
信徒ノ区域内ニ限り之ヲ許可セラルルコトアルヘシ

四、明治三十六年九月廿八日乙一発第九九号通牒第二項ハ削除  
ス

明治四〇年三月八日郡社第四三号、各町村長宛

神社合併ニ関スル關係規定ハ其筋ニ於テ調査中ナルモ差向出願  
者ニ対シテハ卅六年九月卅日社第一五〇号通牒ニ依ルヘキハ勿論  
尚左ノ事項ニ依リ御取扱相成度此如及通牒候也

(註・以下に県ニ乙発第一六号と同文が付記されているが略す。)

神社維持のための財産造成と保管方法についての県の干渉があつた。

明治四〇年三月六日ニ乙発第一八号維持財産保管ノ件、各都市  
長宛

県社以下神社ノ維持之資金ハ確實ニ保管スヘキモノニ付神社名  
ヲ以テ郵便貯金又ハ確實ナル銀行ニ預入セシメラレ度現ニ氏子総  
代等ノ保管ニ係ルモノハ速ニ右之如ク相改メ証書写ヲ添ヘ届出候  
様御取斗相成度此段及通牒候也

(理由)

未タ会計法発布ニナラサルモ神社ノ基本金ヲ己人預リト為スハ

尤モ危険ニ付安固ヲ期スル為メ本案通牒可候乎

維持財産保管方法についての先の通牒に次いで、神社の維持財産  
造成方法をも具体的に示したのが明治四〇年五月二日ニ乙発第五  
一号であり、神社に対する統制の厳しさを窺うことができる。

明治四〇年五月二日ニ乙発第五一号、各都市長宛

県社以下神社ノ維持財産造成方法概ネ別紙ニ依リ御取扱可然依  
命此段通牒候也

(別紙)

神社ノ維持財産造成方法

一、神社ノ維持

神社ノ維持方法ヲ確立セシメルニハ動産又ハ不動産ヨリ生スル  
収益ナカルヘカラズ是等ハ左ノ方法ニ依リ其目的ヲ達セシメント  
ス

(一)合併跡地官有地ナルトキハ譲与ヲ受ケ収益ヲ謀ル事

(二)境内地又ハ社有山林ヲ經營シ間伐売却代金ヲ蓄積スル事

(三)有志者ノ寄附ヲ受クル事

二、神社ノ取締

合併跡地官有地ノ譲与ヲ受ケタルトキハ神社ノ財産トナリ民有  
地ニ変シ其収益ヲ謀ル点ニ就テハ如何ナル方法ヲ講スルモ妨ケナ  
シト雖モ其方法宜シキヲ得サルトキニハ忽チ情弊ヲ生シ易キモノ  
ナリ故ニ厳格ナル会計法ノ下ニ取締ト同時ニ実地ノ監査ヲ要ス  
又跡地ノ民有ナルモノニシテ第一種ニ属スルモノト雖モ合併ニ

依り不用ニ婦シタルモノハ特殊ノ事情アルモノノ外ニハ神社ノ財産ニ移サシムルヲ要ス

林藪ノ経営ハ概ネ左ノ事項ヲ妨ケサルヲ限度トシ措置スルモノトス

一、神社ノ風致

二、祭典用又ハ參詣道ニ必要ナル箇所

三、歴史上若ハ古記社伝等ニ於テ神社ト密接ノ縁故アルモノ

四、災害防止

長野県において神社整理促進の画期を為したのは明治四〇年五月

二四日訓令第四一号であり、郡市役所町村役場宛訓令された。

訓令第四一号はそれ以前の通牒等による神社整理の方針を統括したものと考えられる。

本訓令は町村内部における神社数について触れている点において明治三五年一〇月七日訓令第八一号とは異なっている。

別紙として副えられた神社存続廃合及移転内規は長野県の神社整理方針の大綱が定まつたことを示すものであろう。

右の移転内規の他に会議事項として副えられた別紙がある。これは諏訪市湖南(旧諏訪郡湖南村)大熊、北方御社宮司社所蔵「社寺御規則之達」に綴り込んであるものであり、これは訓令第四一号、神社存続廃合移転内規と共に綴り込まれてはいるが、県段階のものか郡段階のものか不明である。県綴込には見あたらなかった。

明治四〇年五月二四日訓令第四一号、郡市役所町村役場宛

県社以下ノ神社ニシテ永遠維持ノ方法確立セサルモノ尠カラス殊ニ一町村内ニ村社以下ノ神社多数ヲ祀ルモノハ概シテ其規模小ニシテ多ク維持ニ苦ミ從テ崇敬ノ実ヲササルモノアルカ如シ此等ノ神社ニ對シテハ合併若クハ境内移転ヲ勸誘シ以テ將來神社ノ維持方法ヲ確立セシムヘシ

神社存続廃合及移転内規

第一条 存続セシムヘキ神社左ノ如シ

一、県社

二、郷社

三、村社中延喜式内社六国史所載社創立年代之ニ準スヘキ社文明十八年以前ノ創立ニ係ル社領主武將ノ崇敬シタル著明ノ社又ハ祭神ノ該地方ニ功績又ハ特別ノ縁故アル神社ニシテ本殿及拝殿ヲ有シ維持ノ方法確立セルモノ

四、無格社中其ノ祭神明確ニシテ前項ノ条件ヲ具備セルモノ

五、村社中第三号に該当セス又無格社中第四号ニ該当セサルモ其祭神由緒明確ニシテ本殿及拝殿ヲ有シ且ツ百戸以上ノ氏子又ハ多数ノ信徒及百八十四坪以上ノ境内地ヲ有シ維持ノ方法確立セルモノ一社

六、第三号乃至第五号ニ記載スル神社ヲ有セサル町村ニ於テハ現在神社中祭神明確ニシテ本殿拝殿境内地及維持方法比較的良好氏子又ハ信徒ノ多数アルモノ一社但本殿拝殿境内地及維持方法ニ於テ稍々劣ル尠アルモ氏子又ハ信徒多数ナルトキハ其多数ノ氏子又ハ信徒ヲ有スルモノヲ取り氏子又ハ信徒数略相同シキトキハ本

殿拜殿ノ壯嚴ニシテ境内地ノ広キモノヲ取り其ノ状況相類似セルトキハ維持方法ノ良好ナルモノヲ取ル

第二条 前条ニ該当セサル神社ハ左ノ例ニ依リ措置スルヲ要ス

一、祭神ノ明確ナルモノハ前条ノ神社ニ合併シ若クハ其境内ニ移転セシム但本殿及拜殿ヲ有スル神社ニシテ他ニ合併又ハ移転スルコトヲ得サル特別ノ事由アルモノハ一文字若クハ旧町村ニ該当スル部落一社ヲ限り之ヲ存続スルコトヲ得此場合ニ於テハ明治四十一年中ニ維持ノ方法ヲ確立スルコトヲ要ス若シ期間内ニ其ノ方法確立スルコト能ハサルトキハ必ス他ニ合併又ハ移転セシム

二、前項ニ依リ合併ノ結果トシテ其ノ神社ノ位置ニ変更ヲ要スルトキハ氏子区域内ニ限り便宜ノ土地ヲ撰定シ新タニ境内地ヲ設定スルコトヲ得

三、祭神ノ明確ナラサルモノハ総テ之ヲ廃止セシム

第三条 維持ノ方法ヲ確立セリト看做ニハ左ニ記載スル収入ヲ有シ且其内半額以上ハ永続資金其他不動産ヨリ生スル収入タルコトヲ要ス

一、県社一ヶ年金參百円以上

二、郷社一ヶ年金貳百円以上

三、村社以下ノ神社一ヶ年金百円以上<sup>(註)</sup>

第四条 県社及郷社ニシテ前項ニ記載スル収入ナキトキハ其収入ヲ前項ノ制限額ニ達セシムル為速カニ相当ノ措置ヲ為スヘシ

第五条 前各条ノ条件ヲ具備セス単ニ感情上合併又ハ移転シ難キ事情アルモノハ状況詳細及具申候事

(註・第三条三は朱書追記されたものである。)

#### 會議事項

一、村社トシテ存続ス可キ規準ハ氏子百戸以上、境内地百九拾四坪以上トシテ本殿拜殿ヲ具備シ拜殿建坪ハ四坪以上トシ本殿拜殿ヲ建込ムモノハ六坪以上タルコトヲ要ス

其他ノ詳細ハ別紙内規ノ通り

一、神社合併願書ハ式内神社並ニ文明十八年以前創立ノモノハ三通其他ハ二通トシ關係兩者ノ代表連署シ知事宛名トシ左記ノ書類ヲ添付シ提出スル事(用紙ハ凡テ美濃紙トス)

但シ同一人ニシテ關係兩者ノ代表者タルヲ得ス

(1)合併後ニ係ル明細帳ヲ作製シ添付スル事

(2)土地台帳ニヨリ其合併跡地ノ地籍字地番地目反別ヲ調査シ調査書ヲ作り添付スル事

一、合併跡地ニシテ民有地第二種ノモノハ当然合併先神社ノ所有トス、其他ノ財産亦同シ

一、神社移転ヲナシタルトキ、単ニ其社号ヲ公称スルノミニシテ総テ權利義務移転先神社ニ帰スルトキハ其財産ハ合併ノ例ニヨル

一、数神社合併シタルトキハ其中ノ上級社ノ社格トナル

一、神社会併ニ當リ其財産ニシテ若シ合併シ難キ特別ノ事由アルモノハ其事由並ニ処分方法ヲ詳記シタル書類及証憑書類ヲ願書ニ添付スベシ

一、神社ヲ廃スルトキハ廢止后ノ財産処分方法ヲ詳記シタル書類ヲ添付スルヲ要ス

明治四〇年一〇月九日学乙第二二号は合併・移転出願にあつての提出書類の具備条件に関するものである。これは神社をめぐつての部落と神職の關係には重要な意味を持つものと思われる。

各神社の祭祀を担当するものとしての氏子と神職の神社祭祀をめぐつての主導権の争いが伏流していることがわかる。各神社は誰のものか、氏子か神職か。氏子の場合「村持」か「同族持」か「組持」か等によりそれぞれ事情は異なる。

明治四〇年一〇月九日学乙発第一二号

県社以下神社合併並ニ境内へ移転出願ノ場合ハ左ノ事項御調査ノ上書類御進達相成度此段及通牒候也

一、神社ノ合併ニ依リ總テノ財産ハ当然合併先神社ノ有ニ帰スヘキモノニ付動産不動産ヲ區別シ現在ノ財産調査ヲ添付セシムル事

二、合併ニ際シ其ノ財産ノ全部若クハ幾部ヲ部落ニ譲与スルニアラザレバ容易ニ合併シ難キ事情アルモノハ其事実ヲ詳記シ同時ニ処分方出願セシムル事

三、跡地民有第一種ノモノノ処分方法

四、官民有ニ拘ラス跡地ニ在ル立木目通シ一尺以上ノ数及價格  
五、境内へ移転スル場合ハ前各項ニ準スル事

明治四〇年一月四日学乙発第二二号は一〇月九日学乙発第一二号を補充するものとして通牒されたが、第一項は後日一月二〇日学乙発第三六号において改めて通牒があつたように神職と部落の神社の管理運営をめぐつての神職側の立場を強化するものであつた。また第二項は神職給料にからむとともに合併推進に果した神職の立場をあきらかにするものである。

明治四〇年一月四日学乙発第二六号

神社寺院仏堂合併及移転ニ関シテハ左ノ事項ヲ考慮セラレ御措置相成度依命此段及通牒候也

一、合併及移転ノ際跡地及産物其ノ他ノ財産貸与若クハ売却処分ヲ要スルモノハ願書ニ其事由ヲ記載セシメ処分後ニ於テ更ニ合併又ハ移転先神社ヨリ出願セシムル事

二、合併及移転ニ付テハ忽チ神職ノ給料ニ影響スルニ依リ其増額届出ヲ為サシムルハ整理上裨益アルヘシ

三、蓄積金ノ届出境外所有地明細帳登録ハ共ニ此際其手續ヲ怠ラシメサル事 以上

明治四〇年一月一八日学乙発第三三三号は部落の神社が国家の統制の強化されるとともに部落民の手から離されてゆく過程を示すものと思われる。

明治四〇年一月一八日学乙発第三三三三号

神社ノ社殿ハ神事ノ外使用致スヘカラサルハ勿論ノ処中ニハ部落民会合ノ席トナシ或ハ共ニ飲食スル等ノ間モ有之候ニ付爾今右



心得違無之様関係者へ、嚴重御示達相成度此段及通牒候也。

明治四〇年一月一日学乙発第三四号は神社整理と併行して神饌幣帛料供進神社が指定されてゆく過程を示すものである。神饌幣帛料供進指定は神社整理を促進するが、神社整理の本来の目的はむしろ供進神社の指定を容易ならしめ（「すなわち神社数の減少を計ることにより」）ることにあつたと考えられる。全神社を供進指定神社とすることが理想であり、そのためにこそ神社整理を断行し神社数を減少せしめねばならなかつた、と考えられる。

「左記」に示された供進指定の条件は昇格基準と殆んど同じであることからみて、列格神社は社格の区別は問わず供進指定を受ける条件を持つと考えられる。しかし列格基準は明治四年七月四日郷社定則に示されたものとはその後変化しているので、列格社といえども供進指定を受ける条件を満たさない社もあつたと考えられる。

明治初期における列格、すなわち「神社社格区別帳」に登載された神社は戸籍区との関係において列格されたものであり、後のそれとは異なる。

なお明治四一年三月二四日学甲発第三一号参照。

明治四〇年一月一日学乙発第三四号

県社以下ノ神社へ目下夫々御整理中ニ有之候処村社以上ノ神社ニ在テ存続セシムヘキ見込ノモノニシテ維持金若ハ不動産ヨリ生ズル収入一ヶ年五十円以上アルモノノ内左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ神饌幣帛料供進ノ神社ニ指定スヘキ材料ト致度候間今後右

明治末期の神社整理

ニ該当スルモノハ其ノ時々御申出相成度此段及通牒候也。

左記

- 一、延喜式内社、六国史所載社及創立年代之ニ準スヘキ神社
- 二、武門武将国造国司藩主領主ノ崇敬アリシ神社（奉幣祈願社 殿造宮社領等寄進アリシ類）
- 三、境内地百八十四坪以上本殿拝殿完備シ氏子百戸以上ヲ有スルモノ
- 四、郷社以上ノ神社ニシテ氏子ナキモノハ多数ノ信徒ヲ有スルモノ<sup>(註)</sup>以上

逐テ御申出ノ際左ノ例ニ依リ御取調相成度此段申添候

該当事項	所在地名	社格社号氏子数	維持法 建物境内地
通牒第 項	何郡何町村 大字何字何	村社何々神社百五十戸	年収入金何円 建物何坪 境内地何坪

（註・郡通牒社第二二三号では「左記」の「四」は無く「備考」として左の記載がある。）

年収入ハ貸預金ノ如キハ預金証書ノ写ヲ添付シ不動産収入ハ例へバ何一反歩此小作人年何円ト調査スルガ如シ

明治四〇年一月二〇日学乙発第三六号は明治四〇年一月四日学乙発第二六号第一項の現实的運用を留意した結果通牒されたものであろう。通牒中「名饌ノミ神社有トナリ其内容部落有ニ帰シ」の

状態は神社有、部落有の區別は本来ある筈のものではなかつたが、明治以降の神社行政の中で區別されるべきものとされ、合併整理の過程においてなおその傾向は強められた。神社と部落とが乖離せしめられたことの結果として生じたことである。

明治四〇年一月二〇日学乙発第三六号

本月四日付学乙発第二六号ヲ以テ神社寺院仏堂合併及移転ニ関シ及通牒置候処右第一項ノ場合ハ合併又ハ移転先神社ニ於テ出願スルヲ正当ト被存候得共中ニハ名儀ノミ神社有トナリ其内容部落有ニ帰シ事実占有ノ姿ト相成居候モノノ如キハ感情上合併前ニ於テ特別ノ詮議ヲ為スニアラザレバ整理至難ナル場合モ可有之故ニ是等ニ対シテハ其弊害ナキ限度ニ於テ処分可相成筈ニ付願書ニハ可成証拠トナルヘキモノヲ添付セシメ尚其処分ヲ要スル事情詳細御添付相成度此段依命及通牒候也

明治四〇年一月三日学乙発第三七号は神社存続廃合及移転内規第三条の「維持ノ方法ヲ確立セリト看做ニハ左ニ記載スル収入ヲ有シ且其内半額以上は永続資金其他不動産ヨリ生ズル収入タルコトヲ要ス

第三項村社以下ノ神社一ヶ年百円以上」。

右の規定に合致せしめるため「町村ノ経済ニ影響シ起ルベキ生産的事業ヲモ租害スルノ虞」があるにも拘らず、維持財産の造成を計つた神社は氏子、崇敬者にとつて軽々しく合併したり廃社できるものでなかつたことだけは確かであろう。

部落の人々が祭祀する神社である限り、それらの人々にとつての由緒はあつた。官製の由緒に合致するか否かによつて「由緒ナキモノ」と認定することに対して、氏子、崇敬者(信徒)側の抵抗の一形態として本通牒にある事實は考えるべきであろう。

明治四〇年一月三日学乙発第三七号

神社合併及移転内規發布以来氏子少数ノ神社ニシテ殊ニ特種ノ由緒ナキモノ境内地及建物ノ現状ニ顧慮セズ維持財産ヲ造成スレハ存続シ得ルモノト思料シ一時ノ感情上多額ノ資金ヲ維持財産トシ以テ其ノ存続ヲ迫ルノ傾アリ斯クテハ町村ノ経済ニ影響シ起ルベキ生産的事業ヲモ租害スルノ虞ナシトセズ神社ノ整理ハ合併跡地及林藪経営ニ依リ重ナル財産ヲ造成セシメ尚足ラザル部分ハ任意ノ寄附ニ俟ツモノトシテ可然見込ニ有之候処右様御取扱相成度為念如此及通牒候也

明治四一年一月九日学甲発第一号は或る意味では神社の新設を認めるものであろう。すなわち三神社を廃社し一社を新規設立、差引二社減少となることをねらつたものと考えることができる。

なお合併移転の場合の跡地譲与の件に關しては内務省と各県との照会往復等もあり簡単に説明することはできない。

明治四一年一月九日学甲発第一号

神社整理上ノ都合ニ依リ甲乙丙ノ三社合併ノ為新タニ丁地ヲトシ境内ト為サントスル場合モ可有之右ハ其ノ丁地ニ於テ合併スル

モノニ候得者甲乙丙參社ノ跡地ハ明治三拾九年勅令第二百二拾号ニ依リ無代讓与可相成候条御了承相成度此如及通牒候也

郡社第四九号、郡社第九一号に相当する県通牒は見ることはできなかつた。

明治四一年一月二五日郡社第四九号、町村長宛

神社合併又ハ移転許可ノ後其ノ社有ニ係リシ境内民有地第二種ニ属スルモノハ合併又ハ移転先神社ノ境外地ト可相成モノニ付名儀変更ノ登記ヲナシ尚地種組替地目交換地価設定ノ上届出サセ又民有地第一種ノモノト雖モ更ニ地目地価ノ届出ヲ要シ候条右様御取扱相成度此如及通牒候也

明治四一年二月一八日郡社第九一号は内務省社甲第一号の移牒であるとともに、別紙として神社合併(移転)願等の書式が添えられている。

明治四一年二月一八日郡社第九一号、各町村長宛

従来合祀配祀ノ区別合殿相殿ノ称呼及社号社格由緒ノ得喪等ニ関シ取扱方区區ニ涉リ往々誤解ヲ生スル向モ有之候条左記ノ通り御承知相成度其筋ヨリ通牒ノ次第モ有之此段及通牒候也

記

(内務省社甲第一号、記載省略)

(別紙)

神社合併(移転)願

明治末期の神社整理

諏訪郡何町(村) 大字何字何鎮座

無格社 何々神社

諏訪郡何町(村) 大字何字何鎮座

無格社 何々神社

諏訪郡何町(村) 大字何字何鎮座

無格社 何々神社

右今般本村大字何字何鎮座郷(村)社何神社へ合併(何神社へ移転)致度就テハ該費用ハ氏子(信徒)ニ於テ負担シ又合併(移転)跡地ニ対スル総テノ權利義務ハ合併(移転)先神社ノ管理ニ属シ候条御許可相成度別紙合併(移転)後ノ神社明細書及関係書類相添へ此段相願候也

右郷(村)社何神社氏子総代

何 某 印

明治 年 月 日 何 某 印

何 某 印

社司(社掌) 何 某 印

右無格社何々社信徒(氏子)総代

何 某 印

何 某 印

何 某 印

社掌 何 某 印

(以下神社数ニ応ジ列記スルコト)

県知事宛

明治末期の神社整理

(注意) 本願書ハ式通ヲ要ス

長野県管下信濃国諏訪郡何町(村) 大字何字何

何社 何々神社

一、祭神何々々(合併ハ此祭神ヲ列記スルコト)

一、由緒何々々

一、社殿間数

本殿 間口何間何尺

拜殿 間口何間何尺

祝詞殿 間口何間何尺

鳥居 高口何間何尺

開行 間口何間何尺

一、境内坪数並地種 何百何十坪官有地第何種

一、境内神社幾社(境内移転ハ其神社数ヲ列記スルコト)

何神社

祭神 何々々

由緒 何々々

社殿 石祠 間口何間何尺

一、境外所有地

何番地字何 田反別何々 地価金何々

何番地字何 畑反別何々 地価金何々

何番地字何 山林反別何々 地価金何々

何番地字何 宅地反別何々 地価金何々

一、氏子戸数 何百戸

一、管轄庁迄ノ距離何十何里何町余

右之通相違無之候也

右氏子総代

何 某 印

何 某 印

何 某 印

社司(社掌) 何 某 印

県知事宛

(注意) 明細書調整(明治十四年頃)後境外所有地ニ異動ヲ生シタルモノ別ニ異動ノ事由ヲ詳記シタル書類添付ノ事

神社合併(移転)跡地取調書

諏訪郡何町(村) 何番地字何々

一、何反別何々 無格社 何神社跡地

同郡同町(村) 何番地字何々

一、何反別何々 無格社 何神社跡地

右之通り候也

合併(移転)神社跡地譲与願

諏訪郡何町(村) 大字何字何何番地

一、台帳反別何程 何々神社敷地

諏訪郡何町(村) 大字何字何何番地

一、台帳反別何程 何々神社敷地

一、地上立木何本

明治何年何月何日付長野県指令二甲発第何号御許可 右ハ村社  
 何々神社へ合併(何々神社境内へ移転)跡地ニ有之候処該地ニ対ス  
 ル権利義務へ合併(移転)先神社ノ管理ニ属スル条件ニ基キ此跡地  
 ハ村社何々神社ノ境外社有地ニ譲渡ヲ受ケ本社ノ基本財産ニ編入  
 致度候間譲渡ノ儀御許可被成下度別紙書類相添へ此段相願候也

諏訪郡何町(村)何々神社氏子総代

何 某 印

何 某 印

社司(掌) 何 某 印

明治何年何月何日

県知事宛

(注意) 立木伐採ハ更ニ県知事ノ許可ヲ受クルコト

立木取調書			
跡地	樹種・樹数	長	目通り
何々社跡	松老	何間何尺何本	何尺何寸
右之通ニ候也			

諏訪郡何町(村)大字何字何何番地  
 無格社何々社跡地図面

明治末期の神社整理

(注意) 此図ハ町村役場ノ分間地図ニ依リ謄写スル事

価格調査書

諏訪郡何町(村)大字何字何何番地

何々社 敷地

一、反別何々

此価格 金何円 但沓坪ニ付金何円

一、地立立木 何百何拾本

此価格 金何円 別紙価格明細書ノ通り

一、何々何

此価格 金何円

(以下神社数ニ応ジ列記スルコト)

右相当價格ト認め候也

明治 年 月 日

諏訪郡何町(村)長氏名印

(注意) 土地ハ近隣類地ノ売買價格ニ依リ相当價格ヲ定メ立木ハ  
 用材及薪炭材ニ區別シ之ニ対スル単価ヲ記載スルコト

学乙発第三七号は明治四〇年十一月三〇日学乙発第三七号の趣旨  
 を別の側面から補強するものであろう。「存続見込無キモノ」とは  
 何を意味するか、これは「存続させてはならないもの」の意味と解  
 される。

明治四一年三月一八日学乙発第三七号、郡長宛

神社ノ整理ハ内規ニ依リ着々其歩ヲ進メツツ有之候趣ニ候処存続見込無キモノニ対シテハ社殿ノ建設境内ノ設備維持財産之造成等ハ為サシメサル様御留意ノ上可然御措置相成度此段及通牒候也

明治四一年三月二四日学甲発第三一〇号は会計規則適用神社と合併移転に関するものである。明治四〇年十一月九日学乙発第三四〇号参照。

明治四一年三月二四日学甲発第三一〇号、郡長宛

県社以下神社会計規則全部ヲ適用スヘキ神社今回指定相成候処右ハ合併移転ヲ妨ゲザルノミナラズ尚今後指定ヲ要スル見込ノモトハ其ノ社入ト参拜者ノ模様御報告相成度此如及通牒候也

明治四一年三月二〇日郡社第一七一〇号に相当する県通牒は見ることはできなかつた。

明治四一年三月二〇日郡社第一七一〇号、各町村長宛

県社以下神社ノ所有土地及立木売却ノ儀許可ヲ受ケタルモノニシテ其出願ノ際区若クハ部落有ニ特売スベキモノノ外総テ当該神社ニ於テ便宜ノ方法ニ依リ公売ニ付セシムル様御取計相成度此如及通牒候也

学乙発第七四〇号の調査の目的については不明であるが、神社の合併整理に関して立木類の売買による「不正」があるという非難が當時あつたためであろう。跡地に関する土地の実況及価格、立木及価

格の実査報告を求めている。

学乙発第一〇〇号も立木処分方法、調査が求められている。

明治四一年五月二〇日学乙収第七四〇号、各郡市長宛

神社寺院仏堂ノ跡地譲与出願ノ場合ハ左ノ事項実査ヲ遂ケ御添申相成度此如及通牒候也

記

一、土地ノ実況及価格

耕地林地原野等ノ実況ヲ記シ近傍類地ノ實際売買価格ノ根拠ヲ

調査スベキコト

二、立木及価格

樹種本数目通全長材積単価及(一尺ノ若シハ)用材薪材ノ別並ニ総

価格ヲ調査スルコト

明治四一年六月三日学乙発第一〇〇号、各郡市長宛

神社合併ニヨリ不用ニ帰シタル境内民有跡地ニシテ共有若クハ一人ノ所有ハ素ヨリ其所有者ニ還付スヘキモノナルモ其地上ニアル立木ハ民法第六十三條ニ依リ神社ニ於テ權利ヲ取得シ居ルモノト存候右出願之際ハ立木処分方法御調査相成度此段及通牒候也

約一ケ年間合併関係の県通牒は不明であるが、郡通牒は存することからみて、当然県通牒等もあつたものと思われる。

明治四一年八月六日郡社第四二四号、各町村長宛

従来神社寺院仏堂合併ノ移転願書ニ于定明細帳添付セシメ候処  
境内ヲ新設シ合併移転スルモノノ外今般添付セサルモ差支ヘ無之  
候条此段及通牒候也

追テ合併移転官有跡地及立木ノ処分方法ヘ添付ヲ要セズ候条申  
添候也

明治四二年三月二四日郡社第九四号は神社整理の進行が円滑に運  
ばれない事実を意味するものと思われる。

明治四二年三月二四日郡社第九四号、湖南村長宛

神社整理ニ関シ客月十九日及本月九日社第九四号ヲ以テ及依命  
通牒置候ニ付既ニ相当御取運相成候事トハ被存候ヘ共其経過具体  
的詳記シ本月二八日迄ニ御回報相成度此段及照会候也

郡長会議に知事によつて提出されるべき問題として左に示す「指  
示事項」が明治四二年五月六日に担当課によつて作成されている。  
神社合併の目的、経過等について県の考え方を知ることができる。

神社合併に關しては特に「左記數項ノ如キ既ニ夫々留意セラルル  
所ナリト雖モ尚為念各位ノ顧慮ヲ煩ハサント欲ス」として、従來の  
合併促進施策についての反省をする。

(1) 基本財産蓄積の有無を合併標準とする傾向があつたこと、

(2) 地域的条件を加味して神社合併を促進する必要のあつたこと、

特に參詣を不可能ならしめる広域にわたる神社の合併を為した傾向  
があつた。すなわち地域によつて、例えば山間僻遠の地域の、神社

密度が低くなり過ぎたこと、

(3) 跡地の立木伐採について配慮すべきであつたこと、

右等の点については通牒等によつて触れられているが、なお充分  
な効果は無かつたと考えられる。

なお神社整理の強行に対しては「実況如何ニ鑑み——」というよ  
うな後退とも云える側面をみせていることには当時の神社整理断行  
に關しての風潮をうかがうことができる。しかしあくまで神社の整  
理を實行してゆくという基本方針には変りはない。

また郷社以下神社の減社数について郡市別に表示する。郷社以下  
神社増減表は帝國統計年鑑の數字とは異なる。

#### 指示事項

#### 神社合併ニ関スル件

県社以下神社ニシテ格別ノ由緒ナク規模狭小ニシテ且ツ神職ノ  
常置ナク氏子崇敬者ニ於テモ其維持ニ堪ヘス隨テ神社ノ体面ヲ維  
持シ難ク崇敬ノ実ヲ挙クルコト能ハサルモノハ可成合併シテ神社  
將來ノ發展ヲ期スヘキ様屢々訓示シ尚通牒セシニヨリ爾來各地ニ  
行ハルル神社整理ハ此方針ノ結果ニ外ナラサルヘク之ニ依リテ益  
々敬神ノ念ヲ厚カラシメ又之ニ由リテ神社ノ興隆ヲ期スルヲ得ヘ  
キハ予ノ深ク信スル処ナリ

神社ハ世道人心トノ關係最モ密邇ナルモノナルカ故ニ其措置ノ  
宜シキヲ得ルト否トハ直接神社ノ隆替ニ關係アルノミナラス郷党  
隣保ノ緝睦ニモ影響モスル所多大ナルハ今更言フ俟タス故ニ將來  
ノ整理ニ就テハ神社ノ由緒ト維持ノ方法トニ加ヘテ常ニ実況如何

ニ鑑ミ慎重ナル調査ヲ重ネ一層周到ナル注意ヲ加ヘテレンコトヲ望ム特ニ左記數項ノ如キ既ニ夫々留意セララルル所ナリト雖モ尚為念各位ノ願慮ヲ煩ハサント欲ス

一、今日ニ在リテハ県社以下ノ神社ハ氏子崇敬者ノ崇敬ニ依リテ存立シ之ガ維持經營ノ為メニ要スル經費ノ如キモ慣習ニ依リ氏子崇敬者ノ醸出スル金穀ヲ以テ之ヲ支辨シ氏子崇敬者ハ神社ノ維持ヲ計ルヘキ慣習上ノ義務ヲ有スルガ故ニ万一本財産蓄積ノ有無ノミヲ以テ直ニ維持ノ難否ヲ定メ是ヲ唯一ノ標準トシテ神社ノ存廢ヲ決セントスルカ如キコトアリテハ往々ニシテ神社ノ実情ニ適セサルノ憾ナキヲ保セス基本財産ハ素ヨリ神社維持ノ良法タリト雖モ其氏子又ハ崇敬者ノ協力ニ依テ能ク神社ノ体面ヲ保持シ崇敬ノ実ヲ著クルコトヲ得ルアルモノアルニ拘ハラス余リ急激ニ一定ノ基本財産ヲ造成セシメシメガ為メ強テ合併ノ止ムナキニ至ラシムルガ如キハ考慮ヲ要スルベシト信ス

二、合併ニ依リ廃類セル神社ノ數ヲ減シ存続ノ神社ヲシテ其結構ノ完備ヲ謀リ一層敬神ノ念ヲ厚ウシ延テ一般民心ノ統一緝睦ヲ來シタル善例各地ニ其事ノ少カラサルハ予ノ満足スル所ナリト雖モ若シ単ニ神社ノ數ヲ減シ結構ノ完備ヲ期スルヲ以テ足レリトナルノ結果深ク土地ノ状況ヲモ察セス偏ニ社殿ト境域トノミヲ標準トシテ強テ神社ノ合併ヲ為サシメントセハ山間僻遠ノ地ニアリテハ或ハ老幼ヲシテ參拜ノ便ヲ失ハシメ甚シキニ至リテハ數里ノ外ニ出テサレバ氏子ニ詣ルコト能ハス此ノ如キハ宜ク地理ノ關係ヲ審査シ人民ヲシテ神社崇敬ノ意ヲ致サシムルニ於テ更ニ遺憾ナ

キ措置ニ出ズルヲ要ス

三、神社合併ノ結果ニ依ル跡地ノ処分ハ合併先神社ニ対スル崇敬心ノ集中、基金造成財務整理ノ必要其他四囲ノ狀況等各種ノ事情ヲ參酌スヘキハ素ヨリ言フ俟タスト雖モ若シ其跡地ノ樹木ヲ伐採スルカ為メ其地方ノ風致ノ毀損シ又古來ノ勝地史跡ヲ減スルカ如キモノニアリテハ特ニ其保存ヲ務ムルト共ニ栽植保護ヲ怠ラサルコトニ注意スルヲ要ス

神社ニ關スル件

神社ノ合併ニ力ヲ致スヘキハ從來屢々訓示シ尚之ニ關シテハ特ニ訓令ヲ發シタル処惟フニ殊ニ神社ニ關スル行政ハ其ノ慣例沿革ノ緣由ニ依リ氏子信徒ノ感情ヲ善導シ徐ニ其ノ理性ニ訴ヘテ之ヲ処理スヘキモノニ係リ単ニ一片ノ理論ニノミ拠リ得ヘキモノニアラサルハ諸君ノ已ニ經驗スル処ナルヘシ

諸君ハ宜シク旨ヲ体シ不撓不屈予テ指示シタル所ニ依リ其歩調ヲ一ニシテ之レカ整理ヲ遂ゲテテ神社崇敬ノ実ヲ著ケシメンコトヲ努ムルヲ要ス

參考ノ為メ各郡市神社整理ニ依リ減社シタル員數及現在社數員數ヲ添フ

明治四二年九月一日郡社第四〇一号の意味するところはなお一層の整理促進を町村に通牒する。この時期には県段階ではむしろ後退の趨勢にあると思われる。

明治四二年九月一日郡社第四〇一号、各町村長宛



—郷社以下神社増減表—

〈明治40年4月1日現在〉 自明治41年4月1日至明治42年4月4日減社数 〉 〈明治42年4月1日現在〉

	〈明治40年4月1日現在〉				自明治41年4月1日至明治42年4月4日減社数 〉				〈明治42年4月1日現在〉			
	郷社	村社	無格社	計	郷社	村社	無格社	計	郷社	村社	無格社	計
南佐久郡	6	86	190	282	10	72	82		6	76	118	200
北佐久郡	6	119	196	421	5	80	85		6	114	216	336
小 泉 郡	14	160	619	793	20	198	218		14	140	421	575
諏 訪 郡	2	135	434	571	7	128	135		3	127	306	436
上伊那郡	3	184	528	725	19	421	450		3	155	117	275
下伊那郡	4	221	142	367	17	31	48		4	204	111	219
西筑摩郡	1	42	85	128	6	36	42		1	36	49	86
東筑摩郡	4	160	550	714	17	210	227		4	143	340	487
南安曇郡	2	61	97	160	2	42	44		2	59	55	116
北安曇郡		107	209	316	15	189	204			92	20	112
更 級 郡	9	103	374	486	20	328	348		9	83	46	138
植 科 郡	5	55	147	207	12	102	114		5	43	45	93
上高井郡	5	72	197	275	14	153	167		6	58	44	108
下高井郡	10	108	103	221	29	40	69		10	79	63	152
上水内郡	12	213	593	218	39	430	469		12	174	163	349
下水内郡	5	80	58	143	33	57	70		5	47	21	73
長 野 市	1	5	21	27			7		1	5	14	20
松 本 市	2	11	20	22	1	2	3		2	10	18	30
計	91	1923	4673	6687	276	2506	2782		93	1615	2167	3905

明治末期の神社整理

神社整理ニ関シテハ明治四十年來屢々訓示又ハ通牒ノ次第モ有之着々其成績ノ見ルベキモノアリ殊ニ大体ノ方針ニ付テハ神社整理内規ニヨリ夫々御計画相当御措置相成居候事トハ被存候得共素ヨリ短日月ヲ以テ能ク其成績ヲ挙クルハ至難ノ事ニ属シ自然勸誘手段ノ緩慢ニ流ルル嫌ナキヲ保セズ随テ最初ノ計画ニ一頓座ヲ来シ整理ノ実績ヲ見ル不能ノ向モ有之哉ニ被存候幸ヒ本年ハ農蚕業ノ豊穰モ予想スルヲ得タリ就テハ此好機ヲ利用シ一層之ヲ善導シ理想ニ近キ整理ヲ為サシメ候様致度為念特ニ此段及通牒候也

明治四二年に入るとそれ以前と比べ合併促進の勢力は弱まつてはいるが、これは既に整理が一段落したということなのであるか、あるいはそうではなく別の原因に因るものか、今は措くとして、明治四二年一月一六日学乙発第三二号は従来の方針とは異なり焦点が移動している。

すなわち「非公認神社」（私邸内神祠）の整理が問題となる。神社整理にあつて「先以テ非公認神社を整理スル必要アリ」とする方針が提示されている。このことは本通牒で始めて触れたことであり、神社整理施策の性格の一端を窺がわしめるものである。即ちそれは「公認神社」の減少が第一の目的であつたということであ

り、むしろ非公認神社は問題外であつたが、整理施策に対する反抗の強くなつた時点において此のような通牒の発せられたことは整理施策の目的の奈辺にあつたかを推察せしめるものである。

明治四二年一月一六日学乙発第三二号

県社以下ノ神社ヲ整理スルニハ先以テ非公認神社ヲ整理スル必要アリ過般主任召集ノ際其ノ旨指示相成候処右ハ貴衙若ハ町村役場ニ於テ其ノ関係者ヲ召換シ厳重示達シ相当期限ヲ与ヘ私邸内神祠ト為ス設備ヲ為サシムルカ或ハ廃社又ハ祭神増加ノ手續ヲ為サシムル受書ヲ徴シ而シテ其ノ期限ニ至ルモ応ゼサルトキハ貴官ヨリ所轄警察官署ニ通知シ公衆ノ参拜ヲ停止スル様御取計相成度依命此段及通牒候也

明治四三年一月一五日郡社第七三号

神社合併跡地譲与ニヨル所有権移転登記請求ノ場合ニ於ケル登録税ノ算出従来区々ニ涉リ往々過不足ヲ生スルコト有之、取扱上差支候条爾来右登記請求ニ際シテハ左記ニ依リ登録税ヲ算出請求書ニ記載シ之ニ相当スル収入印紙ヲ添へ提出候様御示シ置相成度此如及通牒候也

記

一、土地ノ価格ハ譲与ヲ出願シタル当時ノ価格ニ因ルコト

一、数筆ノ土地ニ対シ登記請求ノ場合ハ一筆ニ価格ノ記載ヲ要スルモ登録税ノ算出ハ合計価格ニ因ルコト

明治四三年一月二八日土甲発第一〇号は明治四一年五月二〇日学乙発第七四号、六月三日学乙発第一〇号等と同趣旨の跡地立木処分ノ件であり、合併の過程において立木類の処分が大きな意味をもつたことを示すものであらう。

明治四三年一月二八日土甲発第一〇号、各郡市長宛

明治三十九年勅令第二百二拾号ニ依リ神社合併跡地ノ譲与ヲ出願スル場合ニ於テ其地上立木ニ対シ實際ノ立木数ヨリ少キ数ヲ願書ニ記載スル向往々有之候ノミナラス其土地及立木ノ譲与ヲ未タ許可セラレサルニ先タチ既ニ元氏子総代若クハ信徒総代等ニ於テ壇ニ該地上立木ヲ他ニ売却又ハ伐採シ若クハ該土地ヲ他人ニ貸付又ハ売却シテ之ヲ開墾セシムル等不都合ノ所為ニ出ルモノモ有之右ハ官有地ノ管理上ハ勿論神社財産ノ整理上支障不勘義ト存候条右様ノ義無之様此際特ニ御注意置相成度此段及通牒候也

追テ本文土地及立木ノ譲与ヲ受ケタル後ニ於テモ該土地及立木ノ処分ハ前以テ許可ヲ受クヘキ管ナルニ万一其手續ヲ怠リ若クハ之ヲ履行セサル等ノ向有之候テハ監督上不都合ノ次第ニ付是亦右様ノ義無之様併セテ御注意相成度此旨申添候也  
理由 将来不都合無之様注意ノ為メ前案通牒相成可然事

明治四三年四月一六日内務大臣平田東助は地方官會議に於て神社合併に關して指示した。(内務省神社局編纂『神社法令輯覽』附録五一六頁所収、大正一四年一〇月一七日発行)

地方官會議開催に先立ち四月七日長野県社寺兵事係は地方官會議

の資料を整備した。即ち本資料により分明することは、郷社及特殊の由緒あるものを除き基本的には、「一村一社」を実現せしめる方針であつたことが分かる。しかし当時の「村」はすでに旧藩時代の「村」ではなく、一村一社を目標としたところに合併の困難な点があつたことは想像するだに難くない。

明治四三年四月七日地方官會議ノ資料ニ関スル件(抄)、学務課長より地方課長宛

客月九日附ヲ以テ御照会相成候地方官會議ノ資料ニ関スル件取調候処当課社寺兵事係ニ属スル分別紙ノ通ニ有之候条可然御取計相成度此段及回答候也

### 三、神社整理ニ関スル件

明治四十年四月一日ノ現在当県神社数ハ六千七百ノ多キヲ計上シタリシカ之レカ神社中ニハ或ハ祭祀不完全或ハ境内建物等荒廢シ殆ント神社ノ体裁ヲ為サザルモノ等アリシヲ以テ之カ整理ニ心ヲ致シ即チ本県ニ於テハ郷社及特殊ノ由緒アルモノヲ除クノ外一村一社(町村ノ区域大ニシテ数旧町村ヨリ成ルモノニ付テハ一大字一社)ヲ現存セシムル方針ヲ以テ着々之レガ減社ニツトメタル結果昨四十二年十二月末日迄ニ於テ二千七百三十六社ヲ減スルヲ得タリ而シテ一方現存セシムル神社ニ対シテハ相当ノ基本財産ヲ造成セシメ又建物ヲ完備シ以テ完全ナル神社ト為サンコトニ務メツツアルヲ以テ遠カララシメテ神社ノ整理モ完了スルコトト了ス

明治四三年六月二八日郡社第二六一号、各町村長宛

### 明治末期の神社整理

合併神社神職ノ任用及氏子若クハ崇敬者惣代ノ選定ニ関シ別紙甲号埼玉県知事伺出ニ対シ乙号ノ通り内務省神社局長ヨリ回答相成タル旨通知有之候条為御参考及通牒候也

### 〈別紙〉

(註・記載省略、『神社法令輯覧』二九四頁所収、『最新神社法令要覽』三六三頁所収、神祇院総務局監輯、昭和一六年七月二五日、京文社)

前記地方官會議ノ資料にある一村一社が実現すれば明治四四年一月二日地乙発第三号にある部落有財産統一に際し、部落財産を神社に寄附し神社の財産に名を藉りて其実依然部落民に於て任意に進退せんとすることもできなかつた。それゆえにこそ行政村としての統一を計つた地方行政の方針に副う意味からも、「村」の神社を「村」の神社に合併し一村一社の制を定めることは必要であつた。しかし神社を部落から離すことは至難のことであつた。

### 明治四四年一月二日地乙発第三号

部落有財産統一ニ際シ往々多額ノ財産ヲ神社ニ寄附セントスルモノ有之候処或ハ単ニ名ヲ神社ノ財産ニ藉リテ其実依然部落民ニ於テ任意ニ進退セントスルモノ有之候様被認候へ共右ハ客年内訓第三号ノ趣旨ヲ没却スルノミナラス神社有財産ニ対シテハ夫々取締ノ途モ相備リ居候ニ付テハ如此心得違ノ者無之様嚴重御監督相成度右ハ去ル四十一年七月二十七日地乙発第二七号通牒ノ次第モ有之從來充分御注意相成居候義トハ存候へ共為念此段特ニ及通牒候也

明治四四年三月一六日学乙発第四三号は神社を一箇所に集合させることをぞがひでも行おうという方針があつたということを前提にして理解すべきであろう。

明治四四年三月一六日学乙発第四三号

甲神社が乙神社境内ニ移転シ(総テノ権利義務ヲ移)又ハ乙神社ノ境内神社ニ合祀スルトキハ甲神社ハ乙神社ニ合併シタルモノニ依リ甲神社ノ財産ハ総テ乙神社ニ帰属スルハ勿論ニ有之候ヘ共甲神社カ乙神社境内ヘ移転又ハ乙神社ノ境内神社ニ合併シタル原因トシテハ不動産登記上差支ヘ有之候ニ付爾今右出願ノ場合ハ同時ニ甲神社ノ財産目録ヲ調製シ乙神社ニ贈与ノ儀出願セシメラレ度此段及通牒候也

明治四五年五月八日二甲発第三一号

今回事務主任郡市書記召集之際指示相成タル神社寺院仏堂明細帳照合ノ件右ハ今後ノ整理上本月中ニ照合スルヲ便宜ト存候此段及通牒候也

大正六年二月一九日学乙発第一五号は神社合併等出願に際し、關係神社の神職が兩神社神職を兼務のまま出願してよいとのことであり、すでに触れたが、この時点に於て神職が表面に出てくるということの意味は単に法解釈上の問題に止まらない意味を持つと考えられる。

大正六年二月一九日学乙発第一五号、各郡市長宛

神社合併等出願ニ際シ同一人ニシテ關係神社ノ神職ヲ兼務シ之カ代表者タル場合ニ於テハ民法ノ規定ニ抵触スルヲ以テ一時便宜ノ処置トシテ其關係神社ノ兼務ヲ解カシメ単ニ氏子惣代若シクハ崇敬者惣代ノ連署ヲ以テ出願セシメラルヘキ旨明治三十六年四月乙一発第三八号及同三十七年一月乙一発第四号ヲ以テ及通牒候処右ノ場合ハ民法第百八条ノ適用ナキコトニ其筋ニ於テ決定相成候条自今兼務ノ儘処理ナサシムルヘク候間其御含ニテ御取扱相成度依命此段及通牒候也

大正七年六月五日社第一二七号をもつての諏訪郡よりの照会とそれへの県の回答の意味するところのものは簡単に片付けられる事柄ではない。

郡役人の目的は神社数の減少を図るためにはこのような無格社の廃社が効率的な措置であると考えたと思われるが、明治四二年一月一六日学乙発第三二号の非公認神社整理に関する通牒と共に何故まず神社整理の当初においてそれらを整理対象としなかつたかという点に問題がある。県の回答は極めて消極的である。「崇敬者挙テ廃社ヲ希望スルガ如キ事情ナルニ於テハ」という条件付賛成であり、またそこにはこの段階においては神社整理の方針は変化しているのみなければならぬ。

大正七年五月一五日内務大臣水野鍊太郎は地方官会議において次のように指示する。

一、神社合併ニ関スル件

神社ノ合併ニ関シテハ從來屢々各位ノ注意ヲ促シタルコトアリシモ其ノ趣旨尚徹底セサルモノアリ往々非難ノ声アルヲ遺憾トス元來神社ノ合併ハ格別ノ由緒ナク且維持ノ方途ヲ得シテ廢頓ニ帰シ却テ神威ヲ損スルカ如キ虞アル神社ニ就キテ行ハルヘキモノナリ從來基本財産ノ蓄積、社殿等ノ完美其ノ他跡地樹木ノ伐採等ヲ図ルカ為強ヒテ合併ヲ行ハムトスルカ如キ場合若ハ合併ノ為自ラ崇敬心ヲ傷ハシムルノ傾向アリト認メラルル場合等ニハ之ヲ避ケシムルコトニ注意セサルヘカラス惟フニ神社ハ世道人心ニ関スルコト極メテ密邇ナルモノアルカ故ニ合併ノ措置ニ関シテハ上述ノ趣旨ヲ体シ深ク神社ノ由緒並実狀ヲ考慮スル等最モ慎重ナル調査ヲ遂ケ敢テ愆ナキヲ期セラレムコトヲ望ム。

中央に於いては神社整理に対する批難に依じてその政策の転換をせまられていたことは想像に難くない。

大正七年六月五日郡社第一二七号、長野県内務部長宛

郡下各町村ニ散在スル無格社ハ其数式百九拾參社有之候処右ノ内事実個人ノ私邸内神社ニシテ無格社タル性質ヲ有セサルモノ即チ一個人カ自己ノ所有地内ニ齋祀シ後年ニ至リテ其子孫等親族間係者ニ於テ祭祀ヲ行フニ至リシモノ多有之候然ルニ是等ノ神社ニ對シ悉ク財産ノ登録社掌ノ推薦迄ナサシメントスルハ容易ナラサルコトニ有之殊ニ現時ノ状態トシテ社掌ニ適材無之折柄郷村社ノ神職スラ不充分ヲ感シツツアル際ニモ有之又是等無格社ハ其町村内ニ於ケル一般住民ノ崇敬無之モノニシテ随テ郷村社ニ合祀又ハ境内神社トシテ移転セシムルコト難ク形式ノミノ社掌ヲ置カシム

ルノ要モ無之ト被存候ニツキ此際廢社ノ手續ヲ為サシメ名実共ニ私邸内神社タラシメ度候得共御意見如何ニ候哉何分ノ御回示相煩ハシ度此段及照会候也

大正七年六月一三日学乙発第一〇六八号、諏訪郡長宛

本月五日社第一二七号ヲ以テ私邸内社ニ等シキ神社ノ廢社方取扱ノ義ニ関シ御照会相成候処事實御照会ノ如キ神社ニシテ多数ノ崇敬者ナク且之カ維持ニ当ルヘキ崇敬者挙テ廢社ヲ希望スルガ如キ事情ナルニ於テハ御意見ノ通り御取扱相成可然ト存候此段及回答候也

昭和十一年一月五日に長野県神社總代会第五回總會が岡谷市で開催された。この總會に西筑摩郡提出の「合併神社ノ内特ニ必要ト認ムルモノハ旧ニ復シ得ル様其筋ニ建議スルノ件」が満場異議なく決せられ、後日会長より内務大臣に建議された。(『長野県神社百年誌』七八八―九頁)

昭和十一年一月五日合併移転神社ノ内特ニ必要ト認メラルモノハ旧ニ復シ得ル様御取扱ヒ賜リタキ件

理由

明治三十九年勅令第二二〇号ノ發布アルト共ニ神社ノ合併移転等ノ行ハレタルコトハ、当時ノ神社ノ実狀ニ徴シ、止ムヲ得サリシ事ト存ゼラルルモ素ヨリ神社ハ我団体ト密接不離ノ關係ヲ有シ世道人心ニモ影響スル所多大ナルモノナレバ、其措置宜シキヲ得ルト否トハ、一般神社ノ隆替ニ干繫アルノミナラス郷党隣保ノ緝

陸ニモ暗影ヲ投ズルモノナルコトハ言フ俟タズ、然ルニ往年ノ整理状況、或ハ神社ノ由緒ニ偏シ或ハ其ノ維持方法ニ、或ハ又其ノ社殿境域ノミニ傾キ、地理的実状ヲ無視セント認メラルル憾ナシトセス、殊ニ本県ノ如キ山間僻遠ノ地ニ在リテハ、或ハ老幼婦女ヲシテ参拝ノ便ヲ失ハシメ、甚シキニ至リテハ数里ノ外ニ出デザレバ、氏神ニモ詣ルコト能ハサル実例ノ絶無ナリト云フヲ得ズ。斯ノ如キハ益々日本精神ノ振作高調ヲ要スヘキ現今ノ世相ニ対シ、甚ダ遺憾ノ義ト信セラルルヲ以テ曩ニ合併移転セル神社ニシテ前述ノ如キ事情ノモトニ地方民ノ神祇崇敬ノ美風ニモ多大ノ影響ヲ有シ居ルモノニ対シテハ、今後其ノ願出ニ基キ実状克ク御審査ノ上其ノ跡地ニ改メテ神社奉斎ノ相叶フ様格別ノ御取扱ヒ賜ハリ度シ。

昭和一六年十一月一三日第九回長野県氏子総代会において長野市提出として、左の件が提出された。審議結果については不明である。(『第九回長野県氏子総代会経過報告』一〇頁所収)

一、明治四十年五月廿四日長野県訓令第四十一号ニ依リ他社へ合併セラレタル神社ニシテ復活容易ナルモノハ独立ノ神社トシテ認メラレンコトヲ其ノ筋ニ陳情スルノ件

右に示したように廃社、合併された神社の復活に対する要望は強かつた。

第二次世界大戦開戦二日後神祇院は「神社復旧ノ件」を圈として、

県知事宛通牒した。

明治末期よりの神社廃併合整理の政策は右の時点に至り大きく転換したとみることが出来る。

昭和一六年二月一〇日神祇院一六発給第一四三号神社復旧ノ件、県知事宛

標記ノ件ニ関シ曩ニ願書進達有之候処今回左記ニ依リ詮議致スコト、相成候ニ付テハ一件書類一括一応及返戻候条右ニ基キ再調ノ上可然御取計相成度

追而本件ハ厳ニ必要ナルモノニ限り詮議スル方針ニ有之候条之ガ取扱方ニ関シテハ充分御注意ノ上復旧ノ懸慮トナルガ如キコト無キ様御留意相成度殊ニ左記中第八項ニ関シテハ事情真ニ不得止場合ニノミ之ヲ適用スル方針ナルヲ以テ之ガ適用ヲ要スル事件ニ付テハ其ノ実情内査ノ上予メ当院ト打合セ相成様致度為念申添候

記

- 一、神社ヲ復旧セントスル部落(大字)内ニ現在神社ノ存セザルコト市ニアリテハ右ニ準ジ取扱フベキコト
- 二、復旧ハ部落全戸ノ希望ナルコト
- 三、復旧ニ依リ現在ノ神社経営上支障ヲ来ス虞ナキコト
- 四、相当ノ本殿拝殿鳥居ヲ具備スルコト
- 五、境内坪数三百坪以上ヲ有スルコト
- 六、氏子百戸以上ヲ有スルコト
- 此ノ場合他社トノ二重氏子ハ認メザルコト
- 七、神社維持費年額五百円以上ヲ負担シ得ルコト

(別表)

第一号 氏子予想負担額調

市区町村名	大字名又同上ノ氏子トナル一ケ年ノ一戸当平均	備考
ハ部落名現在戸数ベキ戸数	予想負担額	

備考

臨時費(営繕又ハ基本財産造成等)ノ負担モ本表ニ準ジ別表ニ作成ノコト

第二号 基本財産調

(一)現金、有価証券ノ部

種別	現在	計	合計
郵便貯金			
銀行預金			
産業組合預金			
其ノ他			
計			
有価証券			
地方債証券			
其ノ他			
計			
合計			

(二)土地ノ部

地目	面積	年収入見込額	年支出見込額	純益	時価	備考
田						
畑						
宅地						
山林						
計						

明治末期の神社整理

八、大都市又ハ山間僻地等特別ノ事情アルモノニ付テハ、前各号ニ該当セザルモノト雖モ特ニ詮議スル場合アルコト

神社復旧願書注意事項

一、復旧神社ニ関スル調査

1、奉祀セントスル祭神名及合併前ノ祭神名竝ニ社格社名

2、旧鎮座地及復旧予定鎮座地

3、合併ニ至リタル当時ノ事情及合併後ノ状態竝ニ復旧ヲ要スル事由

4、合併前ノ由緒竝ニ其ノ祭神ニ関スル調査

5、予定境内地竝ニ社殿工作物ニ関スル事項

イ、地種別坪数

ロ、建物竝ニ工作物ノ境内配置図又ハ設計図

ハ、主要建物ノ平面図又ハ設計図書

ニ、既存建設物(本殿、拜殿等)アル場合ハ其ノ正面竝ニ側面ノ写真、手水舎又ハ手水鉢及鳥居等ノ写真

ホ、予定境内地及其ノ附近ノ風致竝ニ林苑ノ状況ヲ見得ル写真

6、氏子ニ関スル事項

イ、氏子区域トナルベキ部落全戸ガ復旧希望ヲ表示セル署名名簿

九三 (一) 三三七七

ロ、予想負担額調(別表第一号)竝ニ其ノ集纏方法

7、財産竝ニ経費ニ関スル事項

イ、社殿其ノ他整備費及其ノ処辨方法竝ニ復旧後ニ於ケル基本

財産調(別表第二号)

ロ、前項ノ資産ニ関シ現所有者ノ復旧後同神社ニ対スル寄附又

ハ売渡承諾書

ハ、復旧後ノ予想予算書

8、復旧後ニ於ケル予定明細書

二、現在ノ神社ニ関スル調査

1、神社明細帳写

2、現在ノ氏子、崇敬者数及神社復旧後ニ於ケル氏子、崇敬者数

3、現在ノ基本財産調及神社復旧後ニ於ケル基本財産調(別表第

二号)

4、前年度決算書写及神社復旧後ニ於ケル予想予算書

三、其ノ他ノ事項

1、願書ハ現在ノ神社ノ神職及氏子又ハ崇敬者総代ト復旧神社ノ

氏子タルベキ者又ハ其ノ代表者トノ連署ニ依ルコト

2、願書ニハ予定鎮座地管轄市区町村長ノ副申書ヲ添付セシムル

コト

3、市区町村長ノ副申書ニハ其ノ町村内(市ハ大体町内)ニ於ケル

既存神社ノ分布図(地図ニ各社格名竝ニ氏子数記入ノコト)ヲ添付セ

シムルコト

4、復旧ニ因ル現在ノ神社祭神ノ削除ニ関シテハ別段ノ手続ヲド  
ルニ及バズ神社明細帳記載事項変更ノ手続ヲトラシムルコト

附記 本稿は昭和四二年度文部省科学研究費補助金による「綜合  
研究」(代表者・有賀喜左衛門)の研究成果の一部である。